

平成30年6月第18回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成30年6月25日第18回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	森 義洋	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	佐 藤 顕 一
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	こ ども 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 堀 俊 之	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 6 4 号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 5 号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6 6 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 9 年度（複交）町道五十刈線道路改良工事）
- 日程第 6 議案第 6 7 号 町道の路線廃止について
- 日程第 7 議案第 6 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 8 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度亶理町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 0 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 1 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 1 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 1 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）

- 日程第16 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（亙理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第17 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亙理町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第18 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第19 報告第16号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度亙理町一般会計予算）
- 日程第20 報告第17号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計予算）
- 日程第21 報告第18号 事故繰越し繰越計算書について（平成29年度亙理町一般会計予算）
- 日程第22 報告第19号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第23 報告第20号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第24 報告第21号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第25 報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第26 報告第23号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第27 報告第24号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第28 報告第25号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第29 報告第26号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第30 報告第27号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第32 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、5番 小野典子議員、6番 高野 進議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長から追加議案1件が提出されております。

第2、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第3、総務常任委員長及び産業建設常任委員長並びに議会広報常任委員長から、先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 追加議案の説明を申し上げます。

本日追加議案としてご提案申し上げますのは、報告1件でございます。

報告第27号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成29年度互理第5－2号汚水枝線工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など、変更契約する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年6月6日専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、追加提出議案について概要説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第64号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第64号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、議案第64号についてご説明いたします。議案書は1ページをお開き願います。

議案第64号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、国の基準省令の改正に伴いまして、放課後児童支援員の資格要件の明確化と資格要件を拡大する規定が設けられたことにより、従うべき基準として準用している本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、別冊の新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思っております。

第10条第3項第4号につきましては、学校教育法の規定により、「学校の教諭となる資格を有する者」を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところでございますが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものでございます。

次に、放課後児童支援員の資格要件の追加でございますが、これまで高等学校を卒業していない者については、放課後児童支援員となるための研修を受講する基礎資格がなく、放課後児童支援員になれないとされていたものでございますが、中卒であっても経験豊富な優秀な人材を広く登用するものとして、第10条第3項

第9号の次に第10号として「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」という規定を設けるものでございます。

議案書1ページに戻りまして、附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、何点かご質問いたします。

ここは、先ほどの説明のとおり、国の基準省令の改正に伴う条例改正というふうなことで、その10条というのは、職員の規定になっております。3項第4号に「免許状を有する者」というふうに明確化がうたわれておりますけれども、ここでまず1点、「免許状を有する者」についてお伺いいたします。

免許状には有効期間があるわけでございますが、この期間をまず更新していない場合や免許状をなくしているなどという場合の取り扱いについて、まずこれが1点です。

そしてまた、2点目なんですけれども、教員経験が全くなく、放課後児童健全育成事業の全く従事経験もなくとも、これは免許状を有していればいいというふうな要件になるのか。この2点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、第10条第3項第4号関係ですけれども、わかりづらい表現を改めたものということで、前回から対象者の範囲については改正前と後では解釈というか、そういう違いはございませんけれども、教員免許更新制の導入によって、かつて教員免許を取得したけれども、免許更新自体受けていない、失効している状態という場合でも、今回の分については対象というふうになります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 次に、第10条第3項第10号の5年以上放課後健全育成事業に従事した者として、「町長が適当と認めた者」というふうに要件緩和条項が追加されております。これは、人員が拡充されるわけですけれども、片や質の確保も大変重要になるんじゃないかと私思うんです。

ここで言う5年というのは、通算年数だと読めるんですけども、まず1点、5年以上の従事、これは仕事内容というのはどういった仕事なのか。この従事という中身ですね、やっぱり当然ながら、補助的なものとか、いろいろ仕事内容の中身というのは当然ございますね。

そしてあと、2つ目に、やはりこれは質というようなものを保つためには、町長が適当というふうに認めるといふふうな、その客観的な判断基準というのがあるのかどうか。ここをご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 5年以上の実務経験ということで、児童クラブの経験年数5年以上というふうにはなっております。

どのような観点で判断するのかというものにつきましては、やはり実務経験の証明であるとか、あとは勤務姿勢が適正であるかという、そういった点において判断していくものというふうに考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 最後になりますけれども、放課後児童クラブについては、女性の就業率向上すれば、当然ながら利用児童がふえるというふうなことになってくるわけなんですけれども、本町において現在利用児童数に対して支援員が充足しているのかどうか。

また、子供のニーズ、私が聞き及んでいる部分では、夜間とか土曜日への対応など、現状はどうなのか。

この2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 今の現状で申しますと、各小学校区に児童クラブのほうはございます。亘理だけがちょっと場所離れて、2カ所というふうにはなっているんですけども、不足する支援員というのはなく、配置基準どおりとなっている現状でございます。

今の現状で申しますと、大体小学校に行っている方の2割くらいが児童クラブに通っているという現状でございます。以上です。（「もう1点、土曜日とか日曜日とか、夜間とかの対応なされているのか」の声あり）

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） そういった……、夜間についてはちょっとあれなんですけれども、それ以外のニーズについては対応しているという状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今回の改正については、先ほど申しましたように、国の基準省令の改正によりまして、4号の資格要件明確化、さらには、10号の支援員規定の拡大がされたわけでございますけれども、これの一部改正の背景についての考え。

あとまた、放課後児童支援員の求められる人材というのはどういうものなのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 冒頭でもご説明しましたけれども、これについては、やはり地方からの提言ということで、今回教育職員免許法についてはわかりづらい表現だったということで、それを改めるもの、あとは、資格要件の追加については、これも地方からの提言によりまして、中卒であっても優秀な人材を確保するというに基づいた国の基準省令だというふうに伺ってございます。

あと、それについての求められる人材については、やはり今のところ各クラス支援員1名はついている状況でございますけれども、あとプラス、配置基準上は2名ということで、うち1名が支援員となっている者でございますけれども、今後は、全てにおいて支援員となるように、町としましても国の研修を受講していただくということで考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 支援員でございます。10号でございますけれども、地方からの提言というふうなことで、それを踏まえて、児童の生活及び遊びの場の提供する上で優秀な人材ということで、拡大されたというふうなことで思いますけれども、現在、これに該当する方、亶理町では町長が適当と認められる者はいるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 第10条第3項第10号に関係する、中卒で5年以上の経験を有する臨時職ですけれども、現在のところ該当する職員はおりません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 新旧対照表の（4）について伺います。

ここに載っかっている教育職員免許法と現行の学校教育法に記載されている「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の教諭となる資格」、改正は「免許状を有する者」、この中身が私にはちょっと理解できないのね。現行のほうがうんと明快でわかりやすいんだけど、教育職員免許法というのはどのようなものか、内容がちょっと理解できないし、その中の免許状を有する者と、右側の現行を比較した場合、どのように対応、変わるのかという、その明確さがわからない。どう違うの。教育職員免許法と学校教育法の教諭等免許状を有する者の違い。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 今回の基準省令の改正でございますけれども、今回は、本当にわかりづらい表現ということで、多分教育免許の更新制の導入の関係で、それが失効している方も対象となるのかどうかというご指摘もあったものですから、恐らく国のほうではこういった表現を明確にするということでの基準省令の改正となったものというふうに解釈しております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 何か今の答弁は何だかわからないです。統一するとか、免許状と資格を有する者の違いというのは何なんだということを聞いている。

そして、教育職員免許法というのもどういう法律なの。教育職員免許法の中に学校教育法というのが包含されるのか。どっちにこれが包含されるのか。どっちが上位法の法律なのかわからないけれども、教育職員免許法が上位法なのか、学校教育法が上位なのか。学校教育法でいったら、幼稚園、小学校の教諭をいう。免許状だったら、免許法でいうのか。

これを採用した理由というのは、拡大解釈してこのような解釈をしたのか、その辺わかりますけれども、この意味がわからないじゃないですか。どっちの法律が上位法なのかという。どっちに包含されるのかと。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 教育職員免許法のほうに全て包含される形というふうに解釈いたします。解釈しております。以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） そうすると、この免許状を有する者は、この児童健全育成事業に全部当たられるという解釈でいいということなのね。

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 失効している場合であっても該当というふうを考えております。以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 亶理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第65号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（佐藤 實君） 日程第4、議案第65号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、議案第65号についてご説明いたします。

議案書は2ページをお開き願います。

議案第65号 亶理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例。

亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますけれども、国の基準省令の改正に伴いまして、家庭的保育事業等の代替え保育にかかわる連携施設の確保の緩和や家庭的保育事業者において自園調理に関する適用期間の延長、また、食事提供の特例にかかわる外部搬入の拡大といった規定が設けられたことにより、それを準用している本条例を改正するものでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、別冊の新旧対照表 2 ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、第 6 条第 2 号に規定する代替え保育でございますが、これまで保育所、幼稚園、認定こども園に限定されていたものを保育所等以外の保育を提供する事業者から確保ができるようにするための改正となります。

続きまして、新旧対照表 3 ページをごらん願います。

第 6 条第 2 項につきましては、連携施設の確保が困難な場合に、同項第 1 号及び 2 号に記載の要件を満たすと町長が認める場合に、保育所等以外の保育を提供する事業者を連携施設として確保することができるという規定を設けるものでございます。

第 6 条第 3 項につきましては、第 2 項による連携協力を行う者の確保について、同項第 1 号及び 2 号に記載のと通りの要件を定め、小規模保育事業あるいは事業所内保育事業を行う者に連携施設を設定できることや、事業規模を勘案して、同等の能力を有すると町長が認める場合は連携施設を設定できるという規定を設けるものでございます。

続きまして、新旧対照表 4 ページをごらんいただきたいと思います。

第 16 条第 1 項第 4 号につきましては、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供やアレルギーやアトピーなどに配慮するなど、適切に応じることができる者として、町が適当と認めた事業者について外部搬入を認めるという規定を設けるものでございます。

続きまして、新旧対照表 4 ページをごらんいただきたいと思います。

第45条については、第6条の項立てを行ったことによる改正となります。

続きまして、新旧対照表5ページをごらんいただきたいと思います。

附則第2項については、経過措置が適用される事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることの文言を追加するものでございます。

議案書は4ページになりますけれども、附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明は終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 初めに、2点ちょっとご質問させていただきます。

今のご説明でいきますと、連携先となれるところが恐らく7カ所、そして連携を必要とされる箇所が恐らく5カ所だったかと思うんですが、そんな中で、今回連携施設の確保が著しく困難である場合には、さらに小規模保育事業施設または事業所内保育施設が連携先となれるというふうになったわけなんですけど、今後の本町のニーズとしまして、この連携先の確保が著しく困難であるというような規定が適用されるようなことが予想されるのかどうかというのが1点。

2点目が食事の提供に関してなんですけど、現在自園調理以外で食事の提供を行っている施設があるのかどうか。

この2点お伺いします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、本町の今後のニーズとして、連携先の確保が困難となることが予想されるかということでございますけれども、本町においてはまだ待機児童が解消されていないという状況でございますので、それを補う施設整備は当然必要であるというふうに認識しておりますけれども、仮に待機児童が今後もどんどんふえてくるといった場合、想定以上の施設が必要となった場合は、連携先の確保がやっぱり既存施設ではちょっと難しいというようなケースも出てくるかと思いません。

ただ、そういうふうにならないように、ご希望に応じまして、近隣で協力をいただければ、そういう施設の情報提供あるいはやはり相談というものも必要になってくると思いますので、そういった場合は連携設定が進むように、取り組んでまいりたいと考えております。

あともう1点、自園調理以外の施設はどこかということなんですけれども、現在家庭的保育施設1カ所が自園調理以外ということで、法人内調理を行っている状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。木村 満議員。

15番（木村 満君） この食事の提供のほうで追加で2点ほどご質問させていただきます。

まず、1点目がこの食事の提供するときに、いろいろな規定が入ってきているわけなんですけれども、町が適当と認める場合には外部搬入ができるということで、例外規定もできているわけですが、こちらの町が適当と認める場合、特段お考えがまだ、これから検討されるということであればそれで結構なんですけれども、もしあるのであれば、どういったことを考えられているのか。

そしてまた、そういったところが本町において該当するような業者というのがあるのかどうか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 町の認定基準についてでございますけれども、運用上の取り扱いにつきましては、国の通達が出ておりますので、これにより外部搬入の各種要件を満たすものがあるかどうか、例えばですけれども、衛生面、栄養面が業務上必要な注意を果たせるような体制になっているかとか、あとは栄養士により献立等についてしっかりとした栄養指導が受けられる体制であるかとか、そういったものを町のほうで確認をするというふうな規定になってございます。

あとは、その基準に当てはまる業者が町内にいるかどうかということでございますけれども、保育所等から調理を受託していることが条件というふうになってございます。

現在は委託を行っているところはございませんので、そういった業者は町内にはまだないという認識でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今の質問に関連しますけれども、この家庭的保育事業者の事業として、小規模よりもっと小さい事業だと思うのね。認可保育所か、それとも民間とか、いろいろな保育所があって、その下にこの家庭的保育事業というのが運営されていると思う。そのほかに、その家庭的保育事業者がまた著しく困難な場合、連携施設として、また別な施設を求めるといような、下請の下請の下請ぐらいかな。考えてみると。この連携施設になってくるとということ。だけれども、そうなった場合、本当に現実的に考えれば、家庭的保育事業で10人未満の子供を扱っているとか、そこからまた下請にやると自分の家庭内でお母さんが二、三人の面倒を見るとか、そのようなところまでおろしてくるのかなというふうな懸念もします。

そこで、そういう事業も昔は子供を扱っていたお母さん何人も扱っていたのはいました。だけれども、そういうところには公的支援とか運営支援とか、そういうものを考えているのかというのが1つ。支援体制ができていいのかということ。そこまでおろした場合の。

それが1つと、あと今木村議員が言ったように、食事の提供なんだけれども、今学校給食とか保育所では食事はつくっていますけれども、そこから搬入する場合、保育所も給食からどうやって搬入して、そういうところの末端まで持っていくのかといった場合、いろいろな搬送、車の輸送の中の衛生面とか、そして、そこに書かれているように、アレルギーとかアトピーとか、そこまで対応できる業者というのはそう簡単には見つからない。

今の学校給食でもアトピーに対応しているような学校給食はやっていないと思うのね。アレルギーにはやっているけれども、そういうことを考えると、この条例というのは、大変厳しい。アトピーにまで対応する食事を提供するというのは、どのように最終的に考え……、すぐ始まるんだと思うけれども、その想定される範囲をお話ししてください。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 連携内容についてなんですけれども、利用児童に集団保育を体験させるための機会を設定するということでございまして、例えば各種相談に応じましたり、あとは食事の提供面でも町の栄養士がございますので、そちらが栄養指導を行ったりとか、そういったもので対応しているというものでござい

ます。

当然アレルギーをお持ちのお子さんとかいらっしゃいますので、こういった児童への対応については、町もしっかり公立の立場として、町でもしっかり対応していくという考えでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 危惧されるのは、こういう条例をつくって、入所を申し込んだ母親がアトピーとかアレルギーとか持っている、亘理町の条例にはこのように記載されているでしょうと。対応できるんでしょうと。なぜ入れてくれないんだと。いや、条例はあるけれども、体制が整ってからですというような断り方では断ることはできないですよ。今度。

だから、そういう面は、こういうのが進んでいくと同時に、体制面もきちんと整って、すぐ受け入れられるような状態で自分ところでやらなかったらば、何やっているのと必ずクレーム来る。条例できているんじゃないかと。何で受け入れないんだと。そういうふうには言われぬように、きちんと何か事故なんか起きないように、こういうのはつくったならばつくったなりの体制を整備しておくことが必ず必要なんだと。

それをちゃんと責任持って課長がやらなきゃだめだ。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 鈴木議員のおっしゃるとおり、食事の提供に当たりまして、やっぱり児童の発達の個人差が大きいということで、そういった発達段階に応じた対応も求められるのかなということで、そういった細やかな対応ができる事業者というのは、しっかり町のほうでも選定していきたいなというふうに考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

- 10 番（佐藤正司君） 地域保育のニーズにきめ細かく対応するために一部条例改正がされたと思います。

その中で、小規模保育、預かる子供の対象年齢がゼロ歳から2歳児まで。この辺が一番待機児童というか、対象につながってくるのかなというふうに思いますけれども、小規模保育、今後どういうふうに町として考えておるんですか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） 子ども子育て支援事業計画においては、昨年度変更したわけでございますけれども、その変更した中については、小規模保育逢隈のほうに1カ所、ことしの4月から開設いたしましたけれども、亘理のほうにもやはり同じような状況になっているということで、亘理地区のほうにも1カ所今年度つくるという計画になってございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 大いに待機児童解消の切り札というふうなことで、民間保育施設の活用、特に小規模保育、この辺の需要が出てくるのかなというふうに思っております。そここのところの考えどうですか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） その辺のニーズにつきましても、しっかり町のほうでも対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号 亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 亘理町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度（複交）町道五十刈線道路改良工事）

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第66号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは、議案第66号 工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

5 ページ目をお開きください。

こちらは、工事請負変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度（複交）町道五十刈線道路改良工事

請負金額は、変更後金額が1億248万4,440円であり、1,577万5,560円の減額。

契約の相手方、株式会社太田工務店でございます。

変更の概要につきましては、6 ページの資料をごらんください。

第2回変更契約月日が平成30年3月30日。

請負金額の減額が必要となった主な理由は、本工事と施工箇所が重複する水道管配置工事と施工工程を調整した結果、一部区画での施工が困難となったことから、表層工、路盤工、道路附属施設工それぞれにおいて減工するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

参考として、7 ページ以降に位置図、平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず、今それぞれなぜ変更になったかということをお聞きしましたけれども、これは余りにも面積が大き過ぎるなと思ったんですけれども、これ当初変更前からこういうことはわからなかったのかどうか。やはり、実施していて初めてわかったということなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 変更の理由なんです、企画財政課長のほうで水道管と申したわけなんです、その水道管となる大もとの理由がNEXCOの4車線化の工事がありまして、あそこに弧線橋を建築するわけなんです、その橋の基礎、橋

脚が道路に部分的にかかるということで、その部分だけ当初は工事できないなどということで考えておりました。

その後、水道のほうも基礎の迂回方法とか、いろいろ調整したわけなんですけど、結局この100メートル区間について施工ができないというのが施工中に判明したものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それと、もう一つLED道路照明灯なんですけれども、これ2基になっておりますけれども、2基で足りるんでしょうか。ここには吉田中学校もございまして。あそこは照明灯ありますけれども、さらにまた、あの辺付近はちょっと明るくするべきじゃないかと思っておりますけれども、2基で足りるかどうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） LED道路照明灯の基数につきましては、ちょうど五十刈線のこの工事区間で2カ所ほど丁字路の交差点がございまして。その交差点に横断歩道が公安委員会のほうで設置する計画となっておりますので、その横断歩道を照らすため、一番直近にその2基を設置するもので、それ以外は道路照明灯というか、防犯灯など、地区で立っているものもありますので、そちらで明かりのほうはとれると考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） この五十刈線は、この工事完了しますとほぼ9割くらいかな、完成というふうに認識しております。残りの10%といいますか、6号線のアクセス並びにこの踏切、成合踏切だったでしょうか、ちょっと名前忘れちゃったけれども、踏切の拡幅工事のそれぞれの予定と完成時期をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 残工事としましては、今年度発注いたしますJRの成合踏切の東側に農業用の用水路と排水路、大きな断面の水路がありますので、今年度でそちらのほうの拡幅のボックスカルバート設置いたします。それが春までの工事となっております。

それが終わり次第、来年の31年の6月から7月、8月あたりをめどにJRのほうで踏切への拡幅を32年の3月を目安に拡幅工事をします。

それとあわせまして、6号線の交差点の改良が残っているわけでございますが、

そちらにつきましては、32年までに拡幅工事を終わりたいと考えております。以上でございます。（「はい、わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第67号 町道の路線廃止について

日程第7 議案第68号 町道の路線認定について

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第67号 町道の路線廃止について及び日程第7、議案第68号 町道の路線認定についての件、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第67号及び議案第68号の2件について、当局からの提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 議案第67号について説明申し上げます。

議案書の10ページをお開き願います。

議案第67号 町道の路線廃止について

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のように廃止するものとする。

今回の町道の路線廃止につきましては、災害復旧工事及び復興事業の進捗に伴いまして、現在認定されている路線を一旦廃止し、新たに認定し直すものでござい

ます。

下記の表に移りまして、路線番号504、路線名水神西線、起点亘理町荒浜字水神73-1地先、終点については、同じく水神63地先で、廃止する路線の延長は214.1メートルとなります。場所につきましては、次の11ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で矢印が終点となります。

次に、路線番号505、北横丁線、起点荒浜字水神64地先、終点については、同じく水神77地先で、廃止する路線の延長は150.9メートルとなります。

次に、3番目の路線番号507、一丁目東線、起点荒浜字水神104地先、終点については、同じく水神92地先で、廃止する路線延長は414.7メートルとなります。

次に、4番目の路線番号509、二丁目線、起点荒浜字隈潟52-4地先、終点については、同じく隈潟90地先で、廃止する路線の延長は137.3メートルとなります。

次に、5番目の路線番号510、三丁目線、起点荒浜字隈潟66-2地先、終点については、同じく隈潟103-2地先で、廃止する路線延長は151.7メートルとなります。

次に、6番目の路線番号632、明神線、起点荒浜字明神西203-2、右側地先、終点については、同じく明神西192-3、右側地先です。廃止する路線の延長は217.2メートルとなります。

次に、7番目の路線番号516、築港五丁目線、起点荒浜字築港通り6-2地先、終点については、同じく横山19地先で、廃止する路線の延長は671.8メートルとなります。場所につきましては、次の12ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、8番目の路線番号520、五丁目東線、起点荒浜字隈崎70-1地先、終点については、同じく隈崎195-34地先、廃止する路線の延長は765.6メートルとなります。

最後に、9番目の路線番号694、中野北線、起点荒浜字中野38地先、終点については、同じく中野154-3地先で、廃止する路線の延長は273.7メートルとなります。

続いて、関連がありますので、13ページをお開き願います。

議案第68号 道路の路線認定について

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

町道の路線認定につきましては、災害復旧工事及び復興事業の進捗に伴いまして、

新たに路線を認定し直すものでございます。

下記の表に移りまして、路線番号504、路線名水神西線、起点亘理町荒浜字水神73-1地先、終点については、同じく水神63-3地先で、幅員は5.8メートル、延長は201.9メートルとなります。場所につきましては、次の15ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。丸印が起点で、矢印が終点となります。

次に、路線番号505、北横丁線、起点荒浜字水神77地先、終点については、同じく水神96地先で、幅員は5.9メートル、延長は133.7メートルとなります。

次に、3番目の路線番号507、一丁目東線、起点荒浜字隈潟77-2地先、終点については、同じく水神104-1地先で、幅員は6メートル、延長は384.7メートルとなります。

次に、4番目の路線番号509、二丁目線、起点荒浜字隈潟91地先、終点については、同じく隈潟52-4地先で、幅員は10メートル、延長は112.5メートルとなります。

次に、5番目の路線番号510、三丁目線、起点荒浜字隈潟103-1地先、終点については、同じく隈潟67地先で、幅員は12メートル、延長は123.7メートルとなります。

次に、6番目の路線番号516、築港五丁目線、起点荒浜字横山166-1地先、終点については、同じく横山19-1地先で、幅員は15.2メートル、延長は990.2メートルとなります。場所につきましては、16ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、7番目の路線番号520、五丁目東線、起点荒浜字隈崎159-5地先、終点については、同じく隈崎168-3地先、幅員は7メートル、延長は350メートルとなります。

次に、8番目の路線番号848、流山元線、起点は吉田字流146-257地先で、終点については、同じく流146-1206地先で、幅員は5メートル、延長は548.2メートルとなります。場所につきましては、17ページに箇所図を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、9番目の路線番号849、弥陀内団地1号線につきましては、民間の宅地開発により整備した道路を町が寄附を受けたもので、起点亘理町逢隈鹿島字弥陀内18

ー5地先、終点については、同じく弥陀内20ー15地先で、幅員は6メートル、延長は230.8メートルとなります。場所につきましては、次の18ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

次に、10番目の路線番号850、弥陀内団地2号線、起点亙理町逢隈鹿島字弥陀内20ー9地先、終点については、同じく弥陀内20ー11地先で、幅員は6メートル、延長は48.4メートルです。

次に、11番目の路線番号851、町東南線、起点逢隈鹿島字町東南17ー1地先、終点については、同じく町東南27ー3地先で、幅員は5.1メートル、延長は146.6メートルとなります。

次に、12番目の路線番号852、鳥の海7号線、起点が荒浜字鳥の海4ー1地先、終点については、同じく鳥の海4ー5地先で、幅員は5.6メートル、延長は86.8メートルとなります。

続いて、14ページをお開き願います。

路線番号853、鳥の海8号線、起点荒浜字鳥の海6ー12地先、終点については、同じく鳥の海6ー7地先で、幅員は5メートル、延長は85.7メートルとなります。

最後に、路線番号854、弓丁北線につきましては、路線内にある橋梁を点検し、修繕計画を作成するため、町道認定が必要であることから、新たに認定するものです。起点が逢隈下郡字高躰20ー2地先、終点については、同じく高躰25ー3地先で、幅員は2.8メートル、延長は45.5メートルとなります。20ページに箇所図を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

以上で議案67号及び議案68号について説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、議案第67号 町道の路線廃止についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 町道の路線廃止についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 町道の路線廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 町道の路線認定についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 町道の路線認定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 町道の路線認定についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、裁決は終了いたしました。

日程第8 議案第69号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第69号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、別紙でお配りの平成30年度亶理町一般会計補正予算書（第1号）をご準備願います。

なお、6月23日に開催された全員協議会でもご説明させていただきましたが、内

容に一部誤りがございましたので、補正予算書を差しかえさせていただいておりますので、ご了承願います。

それでは、1ページ目をお開きください。

平成30年度亘理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,370万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193億6,470万1,000円とする。

第2号、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。とするものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。15ページ目をお開きください。

本日は、項目が多いため、金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

初めに、2款総務費でございます。1項1目一般管理費につきましては、右、16ページの説明欄に記載のとおり、細目4一般管理経費として、総額291万6,000円を計上しておりますが、これは地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の確保を目的とした会計年度任用職員制度が平成32年度より運用されることとなったことから、必要経費の算出や関係する例規の整理などを実施するための支援業務委託料237万6,000円のほか、小山区集会所のトイレ改修に必要な補助金54万円を追加するものでございます。

1項5目財産管理費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3町有林管理経費として、国から払い下げを受け、駐車場として整備を行う計画である荒浜地区藤平橋国有林について、事業費の削減を図る目的で宮城県発注工事などにおける残土を受け入れるための搬入路設置工事費500万円を追加補正するものでございます。

1項6目企画費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3企画事務経費として、335万円を計上しておりますが、これは伊達成実公生誕450周年を記念して、8月15日に行われるわたりふるさと夏まつりにて、仙台市の伊達武将隊や愛知県岡崎市の家康公「葵」武将隊の招聘事業委託料などのほか、野地区に対する一般コミュニティ助成金250万円を追加補正するものでございます。

また、細目20新庁舎等建設事業費として2億2,686万円を追加補正しておりますが、これは公共ゾーン調整池整備工事において、工事の進捗見合いに伴い、平成29年度予算における減額補正相当分及び追加工事分などで2億686万円を追加補正するほか、町道西郷東郷線道路整備工事において地盤改良工事が必要となることから、2,000万円を追加補正するものでございます。

その他、細目24復興ありがとうホストタウン経費として、65万1,000円を追加補正しておりますが、これは平成30年2月11日に本町とイスラエルとの間で締結した復興ありがとうホストタウン協定書を踏まえ策定した交流計画に基づいた事業を実施するための経費を計上するものでございます。

続きまして、1項7目交通安全推進費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3交通安全事務経費として、今年度公用車に設置予定のドライブレコーダーについて、事故やトラブルの原因究明のほか、職員の意識向上と交通事故減少に資するための解析委託料として61万6,000円を追加補正するものです。

また、1項12目基金管理費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目8東日本大震災復興交付金基金費として、文部科学省所管事業の完了に伴う国費の変換金相当分や今年度予定している防災集団移転先団地の売却収入に係る積立金697万3,000円を追加補正するものでございます。

19ページをお開きください。

19ページ、1項18目地方創生推進交付金事業につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3もっとはらこめし ずっとはらこめし推進事業費として、昨年度に引き続き国の地方創生推進交付金を活用し、各種イベントへの出展や広告掲載、動画配信などにより、亘理町の特産品であるはらこめしのPRを行い、本町の知名度向上を図るため、業務委託料など合わせ1,070万円を追加補正するものでございます。

続きまして、3款民生費をご説明させていただきます。1項3目老人福祉費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目6敬老式典経費として、安全性の面からスロープや仮設の洋式トイレの設置などが必要となることから、211万3,000円を増額補正するものでございます。

21ページをお開きください。

3項1目災害救助費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目4災害救助

経費として、災害援護資金貸付金の貸付期間が平成30年度まで延長となったことから、貸付金350万円を追加補正するほか、災害援護資金貸付金の宮城県への償還金として273万1,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明させていただきます。1項4目農業振興費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目5野菜振興対策経費として、浜吉田いちご団地において地盤沈下の影響により栽培棟の扉の開閉ができない状況にあるため、いちご団地管理組合が行う修繕事業に対し、宮城亘理農業協同組合と協力して支援するための補助金22万5,000円を追加補正するものでございます。

1項6目農地費につきましては、細目14多面的機能支払交付金事業費として、事業完了に伴う国及び県への変換金428万4,000円を追加補正するほか、24ページに記載のとおり、細目17ほ場整備推進対策経費として、吉田東部地区において強風により町道に土砂が堆積していることから、その撤去業務委託料200万円を、また、吉田東部地区の東新堀排水路管理道路の補修工事費等350万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、1項8目食糧需給総合対策費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目4生産調整推進対策事業費として、榎袋転作組合が実施する米穀など、乾燥調整建屋の建設に対しみやぎの水田農業改革支援事業費補助金300万円を追加補正するものでございます。

1項13目復興事業費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目4亘理町いちご団地造成事業費として、いちご団地内の栽培ベンチの一部においてふぐあいが発生しており、その対策について関係者との協議が整ったことから、修繕工事費324万円を追加補正するものでございます。

続きまして、7款商工費についてご説明させていただきます。1項3目観光費につきましては、26ページに記載の細目4観光施設管理経費として、亘理消防前に設置している観光看板についてLED液晶化などの改修費を当初予算にて計上していたところですが、県道と交わる交通量の多い交差点であることから、情報発信効果を最大限に生かすため、LED液晶を当初予定していた片面から両面に改修することとし、その改修工事費として470万6,000円を追加補正するほか、細目5観光振興経費として、今後見込まれるサイクリング需要に対応する

ため、サイクリングスタンド購入費25万2,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、8款土木費についてご説明させていただきます。1項1目土木総務費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目5土木管理経費として災害危険区域内における法定外公共物などについて測量及び登記申請書類の作成などを行うための委託料1,100万円を、防災集団移転先団地の売り払い収入に係る県への償還金として8,408万6,000円をそれぞれ追加補正するものでございます。

27ページをお開きください。

4項2目公共下水道費につきましては、特別会計への繰出金として4,210万円を追加補正するほか、4項6目復興事業費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目83防災広場整備費として、昨年度から着手しております公共ゾーン内における防災広場整備工事の進捗見合いに伴い、平成29年度予算における減額補正相当分4,610万円を追加補正するものでございます。

29ページをお開きください。

9款消費費につきましては、1項5目防災費として、細目3防災事務経費として災害時に行政が被災した状況下においても災害対応などの業務を適切に行う体制整備などについて定める業務継続計画の策定業務委託料943万円を追加補正するとともに、事業が2カ年にわたることから、次年度分の債務負担行為を設定するほか、細目4防災行政無線管理経費として、新庁舎建設に合わせて固定系防災行政無線の親局を移設するに当たり、必要な調査委託料378万円を追加補正するものでございます。

続きまして、10款教育費についてご説明させていただきます。2項小学校費につきましては、吉田小学校外壁改修工事費や亘理小学校トイレ洋式化改修工事費など、総額3,960万1,000円を追加補正するほか、LAN整備工事に係る文部科学省の補助金が不採択となったことから、2項小学校費で2,448万円を、32ページに記載されている3項中学校費で1,921万円をそれぞれ減額補正するものでございます。

31ページをごらんください。

4項5目図書館郷土資料館費につきましては、老朽化が進んでいる空調設備機器の改修工事及び館内施設用キュービクル設置工事費などとして7,497万3,000円を

追加補正するほか、33ページに記載の5項4目海洋センター費につきましては、右説明欄に記載のとおり、給水管などの改修が必要であることから、工事費916万円を追加補正するものでございます。

なお、当該経費は、平成28年の9月補正予算において初めて計上したものでございますが、入札の不調が相次いだことから、今年度につきましては、例年より時期を早めて今回で3度目の計上を行うものでございます。

11款災害復旧費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目3公共土木施設災害復旧費として、東日本大震災により被害を受けた吉田東部地区の町道7路線に係る測量調査委託料及び災害復旧費のほか、鳥の海公園敷地造成工事費として、合わせて1億9,617万6,000円を追加補正するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。9ページをお開きください。

9款1項1目地方交付税につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました防災広場整備事業や公共土木施設災害復旧事業などへの充当分として、震災復興特別交付税2,443万3,000円を追加補正するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金において、これも歳出でご説明させていただきました吉田東部地区における町道7路線の災害復旧工事に係る負担金1億448万9,000円を追加補正するほか、2項国庫補助金において、公的賃貸住宅家賃低廉化事業に係る財源が東日本大震災復興交付金へ財源が変更されることに伴い、社会資本整備総合交付金1,845万8,000円を減額補正し、LAN整備工事に係る文部科学省補助金が不採択となったことから、小学校費、中学校費それぞれにおいて学校施設環境改善交付金を減額補正し、そのほか、もっとはらこめしずっとはらこめし推進事業に係る地方創生推進交付金536万円を追加補正するものでございます。

14款県支出金につきましては、1項県負担金として、12ページに記載のとおり、災害援護資金貸付金に係る県負担金350万円を2項県補助金として、また、亘理消防前の観光看板改修費の財源として、市町村振興総合補助金184万6,000円をそれぞれ追加補正するほか、公共ゾーン周辺道路の整備に対する地方創生道整備推進交付金について交付額が確定したことから、4,462万8,000円を減額補正するのが

その主なものでございます。

15款財産収入につきましては、防災集団移転先団地における空き区画の一般への売却収入として1億303万8,000円を追加補正するものでございます。

17款繰入金につきましては、今回の補正予算の調整財源として2億8,609万9,000円を財政調整基金から繰り入れるほか、役場新庁舎建設に係る公共ゾーン調整池整備工事の財源として庁舎建設基金繰入金2億686万円を今回の各種復興事業の財源としては震災復興基金から2,083万8,000円を、また、14ページに記載の東日本大震災交付金基金から8,498万3,000円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

13ページをごらん願います。

19款諸収入につきましては、3節企画財政雑入として、地域のコミュニティー活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金の250万円を、また、10節農林水産雑入として、今回事業完了に伴い変換金が生じる多面的機能支払交付金について571万円を追加補正するものでございます。

20款町債につきましては、公共ゾーン周辺道路整備事業の財源として、地方創生道整備推進事業債4,010万円を追加補正するほか、吉田小学校外壁改修工事に係る学校教育施設等整備事業債1,850万円を追加補正するものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。4ページをお開き願います。

第2表にございます債務負担行為の追加につきましては、亘理町業務継続計画策定業務委託及び史跡三十三間堂官衙遺跡整備基本計画策定業務委託につきまして、平成30年度までの2カ年で事業を実施する必要があることから、平成30年における限度額をそれぞれ設定するものでございます。

最後に、地方債の補正についてご説明いたします。

第3表に記載のとおり、学校教育施設等整備事業債の借り入れ限度額について追加設定するとともに、地方創生道整備推進事業債の借り入れ限度額を7,510万円から1億1,520万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） まず、16ページ中段の町有林管理経費、工事請負費ですね。藤平橋国有林搬入路設置工事500万円についてお尋ねいたします。

この国有林は、4ヘクタールの造成に係る事業費の削減と、それに宮城県発注工事などをもって残土のストックヤードとしての利用のための搬入道路というふうなことの説明がございましたが、この宮城県の発注工事、主にどこの工事現場から持ってくるのか。

そして、その搬入計画量はどれくらいなのかというふうなことが1つと、あと、国有林、藤平橋4ヘクタールの最終的な造成に係る土量というのはどれくらいに見込んでいるのか、この2つですね。

そして、20ページ、上段のもっとはらこめし ずっとはらこめし推進事業1,072万円と。町長のほうからは、ラジオ生放送とかイベントの開催をもって効果的なPRというふうなご説明がございました。亙理町の大きな観光資源であるはらこめし、今回の事業については、どのようなコンセプト、戦略をもって進めていくのか。

そしてもう一つ、明確な数値目標とか設定しているのか。この2つおののおのお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 藤平橋造成にかかわる搬入先ということでございますが、大河原土木事務所からのほうの工事で、現在蔵王のほうと伺っておりますが、そちらの受け入れを現在のところ予定しているところでございます。

なお、土量につきましては、相手方もありますし、こちらの実際の造成の土量も積算はしておりませんので、現在のところは算出しておりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） では、もっとはらこめし ずっとはらこめし推進事業でございます。まず、事業戦略ということでございますが、大きく3点ございまして、1つは、地産地消郷土愛の醸成ということで、やはりこれは亙理町の食文化の伝承による郷土愛の醸成を図る、これが第1の戦略でございます。

第2としては、知名度向上ということで、はらこめしそのものの知名度を向上してということが1つ。

第3としてですが、ブランド力向上ということで、ほかの市町村もはらこめしは多々あると思いますが、はらこめし発祥の地、亘理のブランド力向上として、他の市町村の差別化を図るということでございます。

あと、目標値ということでございますが、正直これはという目標値はしてはおりませんが、例えば昨年度の実績でいいますと、AIR JAM Fridayの公開生放送ですと、来場者が350名、リスナーからの投書も1,600名ということ、あと物産展でも1,000食のはらこめしも提供して、全店舗中第3位の売り上げを記録して、あとは、調理教室の開催も約30名ほどの参加だったんですが、基本的にはこれらを上回るということをまず第1の目標にしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 最後に、32ページ、中段の文化財保護事務経費補助金、町指定文化財安福河伯神社の修理補助138万5,000円、ここ亘理町にとっても非常に由緒ある平安時代の記録にもある延喜式というふうな寺社でございますが、今現在どういった状況、劣化が進んでいるのか、まず1点。

あと、この補助金の支出団体は、どこになるのか。

そして、その下にある文化財保護事業費の、これも町指定文化財伊達実元霊屋修復調査委託料89万9,000円、これも非常に亘理町にとっては大きな文化財になるわけですが、これもあわせてどのような今現状なのかお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） まず、1点目の安福河伯神社の修繕の関係でございますけれども、こちらにつきましては、ことしの3月1日に発生しました大風によって本殿南側の屋根が大きく破損したものでございます。これによりまして、屋根の下地の部分が腐敗していることもわかりまして、それらのために修復が必要な状態だということでございます。

それで、補助金の相手先につきましては、安福河伯神社のほうの氏子総代ということで、代表で日下さんというような形になりまして、氏子総代という形になるかと思っております。

続きまして、伊達実元のほうの修復の委託料でございますけれども、こちらについては、済みません。私も現状よく把握してございませんけれども、こちらにつ

きましては、第5次総合発展計画に基づきまして、平成31年度に修復を予定して
ございます。その前段として、現在の状況等や修復の必要な箇所を見きわめるた
めの委託料ということでございますので、それに必要な部材等とかも調査する
ということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 同じく、20ページ、もっとはらこめし ずっとはらこめし、このこ
とについてお尋ねいたします。町長の提案理由の中にはらこめしのPR動画の作
成や荒浜地区でのラジオ生放送、そしてイベントの開催、そしてもっとより効果
的なPR活動を実施するためのデータ分析事業委託料ということに1,072万円とい
うふうに追加で補正するということになっておりますけれども、具体的にPR動
画を作成してどこで使うのか。

あとまた、荒浜でのラジオ放送、多分はらこめしの10月8日でしたね。その前後
に生放送企画しているのか。ここら辺もうちょっとお聞きしたいと思います。

あともう一つ、データ分析事業委託料というのは、どこに委託をして効果的なこ
とをやっているかどうかの評価をするのか。このことについて、まずお尋ねいた
します。

あともう一つ、その下のページの敬老式典、今年度は、20ページの敬老式典につ
いてお伺いいたします。敬老式典、ことしから4地区で開催することになりました
けれども、この会場、まず決まっているところ、大体交流センターだと思いま
すけれども、亘理地区の部分はどこの会場に決まっているのか。

そして、スロープが必要、洋式トイレという部分でも先ほど説明いただいたんで
すけれども、このスロープは常時設置しておくようになるのか、敬老式典のため
に臨時的に使うものなのか、その点お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） ではまず、もっとはらこめし ずっとはらこめし推進事業の
ほうをご説明させていただきます。

町長の答弁にございましたもので、今年度特に目玉といいますか、新規事業とし
てPR動画の作成とあとビッグデータによる分析、今アヤ議員おっしゃったもの、
この2つが新規でございます。

PR動画の分析につきましては、こっちは認知度、ブランド力向上のための動画

作成ということで、委託先は競争入札でということになるかと思いますが、どこにということはまだしないんですが、こちらのほう作成されたPR動画は、例えば各種イベントであったり、ホームページであったり等、あらゆる媒体を使って効果的に使って、効果的に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

あと、ビッグデータによる分析、こちらは、ICTの進捗で、今現在インターネット上で収集分析できるようになった大容量のデジタルデータを一般的に申し上げますけれども、こちらのほうを活用させていただいて、例えばこういった方ははらこめしなり亙理町なりということのキーワードで検索とかということから、そういったターゲット層の分析とかをして、効果的な今後のイベントなり、展開ができるんじゃないかという、その基礎資料として分析を検討したいということと考えているところでございます。

あと、AIR JAM Fridayは、昨年度のお祭りの日の前日に開催する予定でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 敬老式典についてでございますが、本年度から敬老式典、震災前の開催に戻しまして、各地区4地区で開催するというようなことで進めております。

会場につきましては、亙理地区におきましては、亙理中学校の屋内運動場、荒浜につきましては、荒浜小学校の屋内運動場、吉田につきましては、長瀬小学校の屋内運動場、逢隈地区につきましては、逢隈中学校の体育館ということで会場は設定しております。

スロープにつきましては、逢隈中学校の屋内運動場の入り口に設置する予定にしております。やはりあそこは階段上るのがきついというようなところございまして、恒久的に設置するのかというところは、ここにつきましては、敬老式典実施時のみに設置する予定というふうにしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今PR動画のお話いただいたんですけども、やっぱり多くの方、町外の方たちに見ていただくことが何よりも効果的だと思うんですけども、どこでインターネットとかホームページでという話なんですけれども、もうちょっ

と……、何かもうちょっとないのかな。いつも同じでなくて、せっかくPR動画何分ぐらいでつくるのかちょっとわからないんですけども、1,072万円の中でPR動画はどれぐらいお金をかけてつくるものなのか、そこら辺もちょっと知りたいなと思っておりますけれども、何かいつもと違って、ことしはPR動画こういうところで見せるんだみたいなのところはないんですかね。せっかくつくるものに対して、やっぱり費用対効果という部分で、お金出した分お客さんに来てもらって、はらこめしがどんどん売れるようにしなくちゃならないのかなと思っておりますけれども、ここら辺ちょっと今年度何かここら辺もうちょっと気合い入れて、はらこめしでお客さん呼ぼうみたいな、そういうことをちょっとお考え示していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

あと、私今敬老式典について、交流センター使うのかなと思ったら、全部小学校、中学校を使うというような、今会場教えていただいたんですけども、全然今までちょっと私わからなかったものですから、それでスロープ、この1カ所だけで大丈夫なんですか。亙理中学校だけの会場の部分でスロープ、あとは必要ないということなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） では、もっとはらこめし推進事業、まず、PR動画の委託料ですが、今現在175万円ほどで考えているところでございます。

あと、どこで流すのかという、できるだけ町外の方にと、もっともなご意見だと思いますが、今のところこれまで同様ですと、ホームページであったりとか、あと今年度は、東京で「よい仕事おこしフェア2018」ということで、東京国際フォーラムで行われて出展することになりますので、そちらのほうも今検討しているところです。

あとは、今現在ユーチューブとか、そういった新しい切り口としては、若者世代とかにも訴えられるような、そういったものも検討していきたいと思ひまして、あと、そのほかにもいろいろあるかと思いますが、今後いろいろと検討していきたいと思ひます。以上です。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤 育弘君） スロープの関係でございすが、各会場、事務担当のほうで会場を確認しながら、安全面も配慮しながら今準備を進めているところでございまし

て、逢隈中学校だけはちょっとスロープがない場所でございますので、ちょっと段差がきついというようなことで、安全に配慮して、逢隈中学校だけスロープ2カ所設置するというような予定にしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 20ページの今のもっとはらこめし ずっとはらこめし、動画PR 175万円で委託するというところでございますけれども、実は県のほうでもよくても悪くてもいろいろ批判あった浦島太郎の分、あれでアクセスが450万アクセスしているわけですね。ですので、ただ、せっかく1,070万円計上しているわけでございます。その辺もう少し検討すべきかなというふうに思います。

実は、柴田町の一目千本桜、あれの動画がタイ人女性を活用してタイ語でタイ人向けに発信しているんですよ。ですので、亘理においても、例えば台湾とか、ターゲットを、海外のターゲットを絞って、台湾とかタイ、その辺あたりの客層、その辺あたりも含めたユーチューブとか、そういうふうな志向、考え方をすべきかなというふうに思います。そこが1点。

あと、30ページでございますが、学校教育費の学校管理費でございます。国庫補助金での学校施設環境改善交付金、LAN整備事業が小学校、中学校それぞれ不採択で、今回減額しているわけでございます。なぜ不採択になったのかをまず伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） もっとはらこめし ずっとはらこめし事業のPR動画の関係でございますけれども、今回のPR動画につきましては、企画財政課のほうで企画しているものでございますので、タイとか海外に向けてということを考えているかどうかというのは、今後の課題となるかと思いますが、それとは別に、亘理町の場合、ご承知のとおり、丸森を含めた仙南のほうとDMOという形で連携してございます。そちらのほうは、インバウンドを中心に考えている事業でございますので、そちらの事業者のほうと実際にタイとか台湾とか、そちらのほうにPR動画もう既に流しておりますので、そういった形で海外のほうにはいろいろな亘理町の魅力も含めた形でPRさせていただいているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 今回の小中学校のLANでございますが、補助申請はして不採択というふうなことになりました。

それで、直々に文部科学省のほうに電話しました。なぜ採択されないのか。実は、文部科学省は、32年度までにLAN整備をしろというようなことで話をしております。ですので、我々としては、当然ながらこれは認められるべきだろうというふうなことで、当初予算では計上しておりました。

しかしながら、電話をすると、財務省との折衝の段階で予算が獲得できなかったというようなことで回答されております。ですので、予算がなかったのも、この分が不採択されたというようなことで我々は認識しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 柴田の話になりますけれども、その動画をつくって、5,000人以上のタイ人等々が来て、桜を見てソフトクリーム食べたり、桜の花の入ったソフトクリーム食べたりなんざしているわけですね。亙理町だって、そういう人たちを活用すれば、仙台空港があるわけです。直行便、たまにチャーター便があるわけですが、そういう人たち向けにもやはり大いに活用すべきかなというふうに考えております。

隣の柴田に負けないように、まずひとつお願いしたいというふうに思います。

あとまた、再度これLANのほうでございますけれども、再度申請していくのかどうか。そこのところだけ。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） LANの関係でございますけれども、当然ながら、31年度も申請をしております。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） PR動画、柴田に負けないように、亙理も頑張っていきたいと思っております。

ユーチューバーというのがおまして、ユーチューブを世界に発信する方というのがいらっしゃるんですね。それを職業にしている方がいらっしゃいまして、そういった方をそのDMOのほうで誘致して、各市町村回るような形での、気に入っていただいたところを動画に作成していただいて、世界に発信するという事

業もやっていますので、ぜひ一目千本桜に負けないよう、亘理の一目十本桜、悠里館のところ、あそこも今後頑張っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 1点だけ質問します。

ページは24ページです。6款1項8目の細目19、食糧需給総合対策費ということで、生産調整推進対策事業費として、ここに300万円計上してありますが、これは全員協議会の説明の中では、榎袋の転作組合が施設が建屋が乾燥機とか、そういったものが老朽化して、その補助金であるというように理解しておりますが、そこで、この補助金の、まず限度額、補助率の限度額はどうか。あるのかどうか。ひとつ、その辺説明願いたい。

もう1点は、これは耐用年数、要するに経年、どのくらいの施設なのか。そして、町内に類似建屋が、施設がどのくらいあるのか、その辺のまず説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） こちらの事業に関しましては、事業そのもののご説明から入るわけなんですけど、施設に関しては、乾燥の設備のその施設自体に関しましては、国とか県の補助金がございます、それに該当しないという建屋、その分を町で補助するという事業内容でございます。

ですので、国県補助に該当しないものを町で補助するという事業内容でございます、こちらは、基本的に補助率は3分の1以内の補助金となっております。

しかしながら、限度額を300万円というふうに設けていますので、3倍ですから、900万円以上ですか、に関しましては、上限の300万円で打ち切りになるということでございます。

今回のこちらの建屋の耐用年数でございますが、一応私の記憶では31年間というふうに記憶しております。

それと、亘理町内ですが、これまで何棟かというのは、ちょっと申しわけないんですが、現在のところ資料ございませんので、後ほどこれまでこの事業で導入した施設に関してはご報告したいというふうに思っています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 建屋数については、把握していないということなんですけど、大方被

災地以外、吉田東部関係については、ほとんど今度の震災の補助で新しく整備された。そうすると、大方逢隈地区のエリア、吉田西部エリアになるのかなと思いますけれども、後で今課長言ったように、整備している。また、どのくらい、こういった老朽設備が経年30年だとするならば、年次計画でそういったものもやっぱり考慮していく必要があるのではないかと思います。その辺の考え方をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 小野議員おっしゃるとおりで、年次計画でこちらは考えているところなんです。そのほかにも新規として新規の組合ですとか法人とかも設立する場合がありますので、そちらも加味しながら、今後計画していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 16ページです。2款1項1目の4、負担金補助及び交付金、亘理町集会所建設事業補助金、小山とありますけれども、このトイレ改修とありましたけれども、内容はどのような内容で、事業費のこの何%が補助になるのか。

また、県国の支援金はこれに充当しなかったのかを1つはお聞きしたいと思えます。

それと22ページです。4款2項1目の3、ごみ集積所建設費負担金です。建設費は負担になってるけれども、建設予定は何件で、新しく建設するのが何件。また、修繕があるのかどうか。それで、1件につき補助金はどのぐらいの補助金が出るのか。

それと、ため池樋門管理経費です。その下ですね。農業用ため池注意喚起看板修繕工事とありますけれども、町内にこのため池喚起の看板は何カ所あるのか。

そしてまた、今回は何カ所修繕するのかをお聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、百井議員の質問の小山地区の集会所の建設補助金の関係でございます。まず、集会所については、亘理町集会所建設事業補助金要綱を設けてございます。補助の内容でございますが、工事費の2分の1以内とし、修繕については150万円を限度とするというふうになっております。

それで、今回小山地区については、主にトイレの古かったもので、トイレの改修

の関係で108万円の修繕費用が必要だということ、その半分の54万円を補助するものでございます。

なお、国県の関係の補助についてはございませんので、町だけの補助となります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 続きまして、ごみの集積所の補助金関係でございますけれども、各行政区のほうから今年度新・改築及び修繕の要望が多くなっておりまして、今後不足が生じる見込みでありますことから、今回補正をするものでございまして、現在の補正前の支出済みのもの、そしてまた、申請を受理しているもの、また、現在要望を受けている件数を合わせまして、新・改築のほうが現在5件でございます。この内訳につきましては、新築が2件で高屋が1カ所、今泉が2カ所、改築につきましては、2カ所になっておりまして、北長瀬1カ所、新町が1カ所でございます。

修繕につきましては、現在10カ所、実施済み要望も合わせて10カ所なんですけれども、北長瀬が1カ所、桜小路西が1カ所、上郡が1カ所、旭台区が7カ所というふうになっております。

なお、補助の額につきましては、新築、改築の場合ですと、限度額が30万円、修繕の場合ですと、限度額が10万円ということになっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 町内のため池の今回の注意喚起の看板の修繕なんです、町内では18カ所ため池がございまして、他市町村全国的にもため池の事故が見受けられるということで、今回ため池を全箇所その看板について調査いたしました。

その中で、老朽化が進んでいるものですかありましたので、今回18箇所老朽化が進んでいるものは新設、そして、現在その注意喚起がちょっと経年によりまして見にくくなっているという箇所もありましたので、そういうのを含めまして18カ所全て今回修繕工事を行う内容でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。16番熊田芳子議員。

16番（熊田芳子君） 20ページの敬老式典の件について3点ほどお尋ねしたいと思います。

この敬老式典、亘理中学校で開催するということでございますけれども、その当日家族の方が勤務とかで送っていけないときは手押し車で結局近いほうがいいと

思うんですね。亙理小学校とか。そこは、教育長の配慮によって敬老式典には小学生の子供たちが熱中症予防のために高齢者の方々に招待者の方々に麦茶を配っているんですね。ちゃんと紙袋にはちゃんとペットボトル入っていますけれども、なかなか紙袋の中のペットボトルを取り出して飲むというふうな高齢者の方はちょっと難しいんですね。

それから、その坂道の件と、小学生のトイレの件なんですよ。亙理小学校は5個の洋式トイレあるんです。亙理中学校は何個あるんですか。1個だけですよ。いずれあなた方だって年を召していくわけですけども、やはりお年寄りの方々はトイレが一番のあれなんです。なぜ亙理中学校になったのか。誰が決めたのか。それをお尋ねします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 昨年度まで敬老式典については、亙理小学校の屋内運動場で実施しておりました。今年度から4地区というふうに、先ほども申し上げました。

その招待者の対象につきましても、昨年度は数え78歳、88歳、99歳以上と区切っ
てご招待をしておりましたが、今年度につきましては、78歳以上の方全員をご招待する
というようなことで準備を進めております。

亙理地区におきましては、その78歳以上の方々が2,000人いらっしゃいます。今
までの実績ですと、出席率が約50%、つまり2,000人の半分ということで1,000人
というふうになります。その1,000人を招待して、収容できる施設となりますと、
やはりどうしても亙理地区内、亙理中学校の体育館というふうになります。

そのようなことから、亙理中学校の体育館というふうに会場を設定させていただ
いたところでございます。

トイレにつきましては、先ほど熊田議員おっしゃったとおり、洋式のトイレが1
カ所というふうになりますので、そちらにつきましては、洋式の仮設トイ
レを設置しまして、10基設置する予定にしておりますが、そちらで対応をしたい
というふうに考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず24ページ、亙理町いちご団地造成事業費で、これは本当に農林
水産課のほうでは頭の痛いことかもしれませんけれども、この324万円、ふぐあい
対策ということ、先ほど説明しておりました。これはどこの団地で、どこを修繕

するのか。これをお聞きしたいことと、それから30ページ、9節施設整備事業費、要するに学校管理費のほうですね。この中で、15節工事請負費で吉田小学校外壁改修工事等とあります。ここは、外壁工事、これはわかりました。吉田小学校。それから、亘理小学校の洋式化ということで話しておりましたけれども、これは分けて金額を教えてくださいませんか。ここには3,960万1,000円とありますけれども、以上お願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 亘理町のいちご団地施設の修繕工事なんですけど、こちらに関しては、いちご団地内における開墾場団地内において1棟の修繕でございます。

今考えているのは、現地を確認させていただいたところ、15列修繕が必要というふうに把握しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 学校の施設整備のほうなんですけど、まず、小学校のほうの工事請負費につきましては、亘理小学校のトイレ改修工事が511万8,000円、それから、荒浜小学校のオイルタンク埋設配管改修工事が232万1,000円、それから、荒浜小学校高架水槽塗装工事が70万円、それから、吉田小学校外壁改修工事が2,473万6,000円、それから、逢隈小学校体育館ポリシャー研磨ウレタン塗装工事292万円、それから、高屋小学校体育館防水シート工事、これが380万6,000円というふうになっております。

そして次、中学校でございますが、中学校につきましては、亘理中学校屋内運動場（「小学校だけでいいです」の声あり）

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず、いちご団地の件ですけども、開墾場15施設ということをおっしゃってございましたけれども、1施設の15カ所ですね。

私は、浜吉田もあります。そこのほうも悪いところあったなと思ったんですけども、この余りつつくと農林水産課のほうも嫌でしょうけれども、先日大槻議員が一般質問で経年劣化だという答弁しておりましたけれども、ここは一、二年ぐらいいもう地盤沈下しているはずなんです。知っている方、こちらのほうにいると思いますけれども、そういうのも経年劣化というのか、一、二年で。私は、非常にあのとき私は28年の12月に一般質問しております。そのときはいい加減な

つくりだともいうように言っておりますけれども、この件について、答弁お願いしたいということと、それから、もう一つが今吉田小学校外壁2,473万6,000円ということで、この外壁2,400万円、これは屋上防水も含まれているのかどうか。

そしてまた、あそこの給水塔の鉄塔がさびが非常に激しくさびております。これをどうされるのか。

それと、給水塔かびが生えております。外面。これをどうされるのか。その件をちょっと伺います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 先ほどの地盤沈下という、多分ご指摘かと思われませんが、町といたしましては、その引き渡し当初から地盤沈下も含めまして、経年劣化といえますか、経年による扱いというふうなことで、現在も同じ考えでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 外壁と一緒に屋上のほうも工事をいたします。

それから、タンクまではまだそのところは見ておりません。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず1つ、先ほどの農林課長経年劣化と、一、二年で経年劣化という、この言葉が当てはまるのかどうかということですね。経年劣化というのは、もう一度辞書調べていただきたいと、こう思います。

それからもう一つ、今の互理小学校屋上防水もする。それで、工事、屋上するということですよ。これ防水でいくわけですね。屋上防水、それから給水塔、さびどめ、それから周りの給水、黒さびもとると。そこにあと全部に足場もかけるでしょう。

そういった中で、この2,400万円で大丈夫なのかなとは思いますが、そういったことも全部含めて計算されたということですのでよろしいわけですね。後で補正ということは出ませんね。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 今現時点では、当然屋上は防水をするというふうには考えております。

ただ、その高架水槽については、今のところ考えてはおりません。なので、補正

というのは、今のところまだ考えてはおりませんが、現場状況を確認しながら、もし出てくるのであれば、そういったもので対応せざるを得ないのかなというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 先ほどの質問なんですが、一応今回経年劣化、地盤沈下を含めまして、今回補正予算で提出させていただいた工事につきましては、管理組合と協議が整った結果がこちらのほうの工事費だということでご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） この際、かなり質問者が残っておるようなので、暫時休憩と、食事のため休憩に入ります。

再開は午後 1 時とします。休憩。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 時 55 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、午前の一般会計補正予算について、質疑に対して教育次長兼学務課長より訂正の申し出がございますので、許可します。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 補正予算第 1 号の中で、30 ページになりますけれども、10 款 2 項、1 目細目 9 でございますが、こちらの工事請負費、吉田小学校外壁改修工事等について鈴木邦昭議員から屋上の防水の工事をやるのかというふうなことでしたが、この予算上には、屋上の防水の工事は含まれておりません。

なおかつ、そして高架水槽もこれには含まれておりません。

当然ながら、本町では長寿命化計画を作成している状況ですので、その辺結構金額もかかるものですから、今後あと財政等と協議しながら、どのように進めるか相談していきなというふうなことでございますので、今回の予算には屋上の防水、そして高架水槽の塗装工事については入っていないということでご承知方お願いしたいと思います。大変済みませんでした。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長より質疑に対する訂正を終わります。

続いて、農林水産課長より追加説明を。農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 先ほどの小野一雄議員からご質問のありました生産調整対策事業費の中の補助金に対しまして、これまでの乾燥施設の整備状況というところ

で、後ほど回答させていただきますという、その施設の整備概要についてご説明申し上げます。

震災復興事業として、被災地の事業なのですが、こちらで14施設を整備いたしております。

その後に町単独事業として、これまで2施設、今回を含めまして3施設の整備状況となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） それでは、続けて質疑に入ります。ほかに質疑はございませんか。
5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、26ページ、商工費、観光振興経費です。中段の観光振興経費、細目5の備品購入費としてサイクルスタンド購入費というのが25万2,000円とあってあるわけなんですけれども、この25万2,000円というのは、サイクルスタンド何個分で、どこにまず設置するものなのかお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） このサイクルスタンドでございますけれども、今現在名取市と岩沼市のほうで企画しておりますジャパンエコトラックというサイクリングコースを今考えているようでございます。それに亘理町も参加しませんかという話ございましたので、ありがたく参加させていただく予定でございます。

それで、そのコース上の拠点となる観光スポットにサイクルスタンドを設置するわけなんですけれども、競技用のサイクリング車というのは、スタンドがないんですね。自立できないということで、普通の自転車のように、スタンドがないので、ただ置いておくと防犯上もまずいというか、普通に置けないので、その自転車用のスタンドを10基購入する予定でございます。

その10基を町内の5カ所を予定しておりまして、済みません。6カ所ですね。わたり温泉、にぎわい回廊、ふれあい市場に2基ずつ、あと大雄寺、称名寺に1基ずつ、あとルート66って、パイバス沿いにお店ございますけれども、あちらのほうに2基用意する予定でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） ジャパン何でしたっけ、よく聞きとれなかったんですけれども、その事業の一環としてこういったものを設置するわけなんですけれども、そうしたときに、管理とかというのはどういうふうなぐあいになるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 管理といいますのは、そのスタンドの管理ということでしょうか。（「はい」の声あり）スタンドの管理でよろしいんですね。それは、その施設、置く場所のほうにお願いして管理してもらいます。

持ち運びできるような、そんなに重いものじゃないので、使わないときは隠しておけるような形になっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 16ページになりますけれども、2款1項1目4の会計年度任用職員についてなんですが、これご存じのように、臨時職員の方が今度は2年後ですか、会計年度任用職員というような形になると思うんですが、今現在どのような、これに向けて進捗といいますか、そういうのをやっているのか。

同時に、制度の導入例規整備というふうなことがあるんですが、具体的にこれ何を指すのか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 議員ご質問の会計年度任用職員制度導入の関係の業務委託でございますけれども、これにつきましては、ご承知のとおり、地方公務員の臨時とか非常勤職員が年々どの自治体でも増加している状況でございます。そういった中で、32年度に向けて、この会計年度の任用職員という形をとらなければいけないということで、具体的には、この委託の中で1つは、現在のまず現状調査といいますか、臨時職員等の現状調査、それから、これを会計年度職員に対する移行する、臨時職員とかから移行するためにそのための採用側といいますか、総務課側だけじゃなくて、実際に使う側でのその対応の仕方とか、そういったことも研究するということが1つ、それから、例規整備ですね。関係する例規整備についてということもございます。それからもう一つは、人事給与システムについても改修が必要だということで、それを変えまして、主なものは5つなんですが、その費用として237万6,000円を上げさせていただいた状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） システム改修とか、そういった感じかなというふうに思いますけれども、ではもう一つ、22ページのほうに移りますけれども、22ページのほうの3款3項1目災害援助費、災害援護資金貸付金についてお伺いします。

現在これを借りていらっしゃる方というのはどのくらいいるのか。

そしてまた、払えない方とか、償還できない方という方もいらっしゃるのかどうか。この辺ちょっとお聞きします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 災害援護資金、これについては被災者の方が生活再建を行うために貸し付けている資金というふうになりますが、現在貸付人数につきましては、290名いらっしゃいます。貸付金額については7億1,400万円ということになっておりまして、これにつきましては、13年間の貸付で6年据え置き7年償還というふうなことであります。

やっと据え置き期間が終わりまして、これから本格償還というふうなことが始まります。

実際29年度でも償還が始まった方が数名いらっしゃいますが、今のところ、返済が滞っているという方はいらっしゃいませんが、少しずつ少額的に少しずつ返還したいというような申し出もありますので、今のところ少額償還ということで償還していただいている方もいらっしゃいます。

その方々につきましては、いろいろ相談をさせていただきながら償還をしていただくというようなことで進めていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 今の少額償還、亘理だけじゃなくて、石巻とか登米とか大崎とか、そういったところで実際やっているというふうなことみたいなんですけれども、亘理町としても少額償還、今やっているという話なんですけど、それと同時に、延滞金を課さないといえますか、そういった措置、こういったものは考えているかどうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 延滞金というのは、税でいう延滞金のようなものということですか。（「はい」の声あり）災害援護資金につきましては、延滞金ではなく違約金というような形になります。そのようなものも発生してきたときは、そちらももちろん違約金は発生しますので、違約金をつくようにはなりません。返済が滞ってくるというような場合につきましては、違約金の取り扱いにつきましては、沿岸

部と今ちょっと調整を図っているところでございまして、足並みをそろえた形で取り扱いについては、やっていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 初めに、10ページの土木費の補助金、社総交のことですけれども、公的賃貸住宅家賃の低廉化事業、減額の1,800万円ほどしていますけれども、この減額の理由。

あと、12ページに行って、土地売却収入1億300万円ほど、これらについては、一般の方に売ったんだと思うけれども、何区画売って、まだ残区画はあるのか、ないのか。今後の方法、今までのやってきたやり方、抽選でやったのか、いろいろ。その辺のやり方。

あと、この返還金に絡んで、18ページ、防災集団移転促進事業の返還金、あと、26ページの防災集団移転促進事業に係る返還金8,400万円、これらの関連について、どのような理由でこのような返還金が生じてきたのか。両方あわせてですね。

あと、その上の危険区域内の公共施設測定……、この公共施設というのはどういうものをいうのか。その点について。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） まず、1点目の社会資本整備総合交付金の減額についての理由でございますが、今年度当初予算を乗せる時点では、社会資本整備交付金で該当するというところでございましたが、国のほうの方向が変わりまして、社会資本整備総合交付金ではなくて、復興交付金のほうで支出ができるということになりましたものですから、復興交付金のほうを上げまして、社会資本整備総合交付金のほうを今回減額するものでございます。

続きまして、土地売却収入、12ページになりますけれども、こちらにつきましては、これまでの一般質問等でご回答させていただいておりましたが、国と県と協議進めてまいりました。それで、このたびようやく国県の協議がまとまりまして、売り払いの手続きができるということになりましたものですから、今回乗せさせていただいたおるものでございまして、また、公募のほうはかけてございません。

残区画につきましては、16区画残っております。それをこれから一般公募を経て売り払っていくという予定になってございます。

あと、償還金の2つにつきましては、売り払いに伴いまして、国庫返還が必要となるものですから、そちらの分を歳出のほうに乗せさせていただいているものがございます。

測量、災害危険区域内土地利用事業につきましては、災害危険区域内に整備しております鳥の海公園やこれから整備する予定の多目的広場等々の施設の中に法定外公共物が今現在ございます。そちらは、漁港区域の指定を受けておりまして、亘理町のほうに公共物の譲与を受けられない場所で行っていただきました。そちらのほうは町の権利取得してございませんので、今後の施設管理をしていく中で、法定外公共物も町の管理にしたいということで、今回測量、あとそれに伴う登記に係る書類等の作成を行うものがございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 要するに、社総交の事業にじゃなくて、交付金事業に財源の変換するので、社総交の分がいろいろ使えるということなの。そういう考えでいいのかな。

あともう一つ、18ページの返還分と26ページの返還分に分けてあるけれども、8,400万円と680万円、690万円かな、どのような理由で、似たような防災集団の返還金なんだけれども、分類した理由について伺います。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） まずは、社会資本整備総合交付金から交付金に変わったことに関してでございますけれども、社会資本整備交付金につきましては、補助率が2分の1でございます。交付金につきましては、8分の7ということで、そちらのほうの補助率が高い。国のほうもそちらのほうで支給を、制度を変更してそちらに振りかえていただいたものですから、有利な復興交付金のほうで今回組み替えしておるものがございます。

また、返還金につきましては、そちらは防災集団移転先団地の造成につきまして、事業計画上借地としておるものと、分譲としておるものにつきまして、国費の、借地につきましては、全額国費で造成を行っております。分譲地として事業計画に乗せておる土地につきましては、分譲した収益を充てるということになっ

てございますことから、償還金が2種類発生しております、最初の18ページにつきましては、吉田大谷地団地の1区画になるんですけれども、そちらはもともと分譲を計画していたものの1区画の返還と、あと、26ページの返還金につきましては、残り15区画借地として分譲した分の返還金となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ございませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 2点お尋ねいたします。

22ページの災害救助経費の中の貸付金350万円なんですけれども、この予算計上というのは、借りたいという人がいらして計上になったのか、それとも、30年度までということなので予備的に設けたものなのか、そのことを1つ伺います。

それから、いちご団地の修繕の補助金についてなんですけれども、これ2つとも22万5,000円、それから324万円、これも一般財源から出ているわけなんですけれども、これは復興事業にかかわるものだと私は思うので、一般財源から出さなくても復興交付金の中からお金を使うことができるのではないかと思うんですけれども、その辺のことをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 災害援護資金の貸付金につきましては、平成30年度まで貸付の受付期間が延長されたということで、やはり震災から7年が経過して、大分生活の再建がなされてきたというふうなことから、去年も1件の貸し付けにとどまっております。

ですので、今回は申し込みがあった場合というようなことで、限度額の350万円を予算計上したものでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） いちご団地修繕にかかわる補助金及び工事費なんですけど、そもそもこちらの事業そのものが復興交付金事業を利用した事業でございます。ですので、さらに復興交付金を使用するというか、充てることは基本的にはできないというふうに国からも指導はいただいております。

ですので、これまで復興交付金にかかわる補助金の活用につきまして、国並びに県とこれまで相談、そして、アドバイスをいただいたんですが、それに充てる補助金が結論からすれば該当はしないと、ないというようなことですので、今回町単

独で計上させていただいたという経緯でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ございませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 18ページになります。下段のほうのドライブレコーダーのデータの解析ですか、この当初予算ですと町の車約75台というふうな説明がありました。それぞれにドライブレコーダーつけたものの分析するのかどうか。当然交通事故になった場合には、過失の割合等を検証するのに使いますけれども、これは定期的に検証するのか、それとも1回切りなのか、75台全部するのか。その辺お伺いします。

その次に、26ページの先ほど出ましたサイクルスタンドですけれども、亘理名取でサイクリングコースをつくって、そこに亘理町も乗っかかるというふうなことで、サイクリングコースを設定してあるのか。その設定しているコース上にさっき言ったスタンドを5カ所、2つずつ置くのかどうか。そのサイクリングコースがあるのかどうかというのをまずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 高野議員からご質問のドライブレコーダーの解析関係でございますが、まず、一番は職員の安全運転意識、それから運転マナーの向上というのが一番で、議員おっしゃるとおり、交通事故の発生時のそういった検証もということとは当然のことでございます。

それで、データの分析の関係については、75台全車両、これを年2回、ここにある記録媒体といひまして、SDカードみたいなものをその業者に送って、それで分析してもらおうと。

なお、この分析したことによって、町職員の実際の運転のマナーとか、そういったことを検証しながら、やはり研修とか、そういうものに役立てていきたいというのが目的でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 先ほどのジャパンエコトラックのサイクリングコースということなんですけれども、そちらのほうは、事務局がアウトドアスポーツをやっているモンベルという会社がございまして、そちらのほう为名取と岩沼のほうにお声がけして、ジャパンエコトラックというサイクリングコースをぜひつくりたいと。登録制なんだそうです。それに登録するためのコースは、まだどこにそのコ

ースを持っていくというのは、今まだやっている最中でございまして、うちのほうで今度設置する、そのサイクルスタンドの場所なんですけど、あくまでもそのコース上にあるというわけではなくて、そのコースができれば、多くのサイクリストが互理町に訪れるということを想定して、その人たちが互理町内をめぐる際に、スタンドがやっぱりあったほうが良いということで、町内6カ所ですか、そこに今のところそういったスタンドを設けるということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ドライブレコーダーについては、当然SDカード再生すると何時何分何キロで走ったというのが多分出るので、そのとき乗車記録等で照らし合わせると、その時間誰が運転したというのがわかると。そういうのを参考にしながら、事故の抑制等につなげるというふうなことだと思います。それでよろしいですよ。

それと、サイクリングに関しては、別にスタンドなくても、これ壁にぽこっと置ければ、別に置けるようなもので、逆に、多分できている素材が鉄か何かだと、野ざらしにしちゃうと、何年かたつと汚くなっちゃうので、その辺もメンテなんかもどうなのかなと思うし、その1カ所、2台でいいのかというふうになってくる。

例えば、鳥の海温泉なんかとか、にぎわい回廊、きずなぽーとなんかだと、当然2台じゃ少ないし、逆に置かなくてもその辺に寄せかけてもいいのかなというふうな感じもしますけれども、それはせつかくなので、ないよりもあったほうがいいのかと思います。それはいいです。

あと、最後にもう一つなんですけれども、30ページの防災費の13節の業務委託料で、これは町長の説明にありますけれども、みずからも被災した行政機関が災害時に優先的に実施すべき業務の特定及び執行体制、対応、手順、資源確保をあらかじめ定めるというふうには、ちょっとわかるようなわからないような文章なんですけれども、これ具体的に例えばどういうふうな災害が起きたときにこのマニュアルを策定したものをどういうふうにかかすのか。その辺を含めて2つですね。総務課長のものと答弁願います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） ドライブレコーダーの関係については、議員おっしゃるとおりなんですけれども、ただ、組織としてやはりどういう運転傾向にあるかということ、やはりきちんとした研修に盛り込んでいきたいと思っているところでございます。

それから、この亘理町業務継続策定業務委託料の関係でございますが、これについては、ちょっと話長くなるんですが、災害時にも町も被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下の中で、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するというのが1つの目的で、それから、業務の執行体制や対応、手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画というふうな形になっているわけでございます。

そういった中で、防災対策を定めた計画として、地域防災計画がありますが、これを補完して、具体的な体制や手順等を定めたものとしては、各種の災害マニュアルがあるわけでございます。

業務継続計画は、これらの計画全てを補完して、町自体が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保するものであることから、亘理町の地域防災計画を初め、各種マニュアルにおいても見直す必要があるというのが実際の関係でございます。

そういった中で、庁舎移転を見越して計画を策定するために、実際のハード的な面もございまして、この債務負担行為という形をとりまして、2カ年で計画を策定していくという、ちょっとわかりづらいといいますが、あれなんです、そういった形の計画でございます。（「わからないですけども、わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 平成30年度亘理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 平成30年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第70号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第70号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、お配りしております亶理町公共下水道事業特別会計補正予算書をお開きください。

それでは、1ページです。

議案第70号 平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成30年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,047万円とする。

今回の補正につきましては、荒浜の雨水ポンプ場の常時稼働しております2機のポンプのうち1機にふぐあいが生じまして、点検の結果、破損しているところから、修繕料等として追加補正するものが主なものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款1項2目維持管理費4,200万円の追加補正ですけれども、荒浜雨水ポンプ場のポンプ1基の修繕料として増額するものでございます。これにつきましては、荒浜の隈崎にあります荒浜ポンプ場は、通常600ミリの5号モーターポンプ、それから、同じく600ミリの6号モーターポンプ、非常時用の1,000ミリの3号エンジンポンプ、これの3基で荒浜地区の雨水の排水を阿武隈川へ排水してございます。

常時稼働しているのは、交互運転を行っている5号、それから6号ポンプで、先ほども申しましたけれども、3号ポンプにつきましては、大雨による増水時に非常用として稼働してございます。

今回6号ポンプに異常が生じ、これまでの現地での点検、それからその結果、内部が破損していることが考えられ、それによりまして、ポンプの稼働ができなくなっていることから、本格的な台風シーズンを前に修理を行うということのための修理費ということでございます。

解体点検、それから修理は、ポンプの製造メーカーでございますクボタ、これは大阪に工場がございます。そこに監督職員の工場での立ち会いを行うため、あわせて旅費としまして2名分の10万円も補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金4,210万円の追加補正ですけれども、一般会計からの繰入金の増額ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成30年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第71号 平成30年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第71号 平成30年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の水道事業会計補正予算書をご用意いたします。

1ページをお開きください。

議案第71号 平成30年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条 平成30年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予算予定額は、次のとおり補正する。

支出第1款第1項、営業費用、既決予定額8億2,277万7,000円に166万6,000円を増額し、8億2,444万3,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出、1款1項1目及び2目の16万9,000円の増額につきましては、4月の人事異動によります職員の各種手当の増というところでございます。

1款1項4目総係費の149万7,000円の増額につきましては、窓口事務の臨時職員の賃金6月から3月までの分、10カ月分の増ということによるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 平成30年度亶理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 平成30年度亶理町水道

事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（佐藤 實君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） 人事案件提案でございますが、諮問第1号について説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、清野和夫委員の任期が平成30年9月30日をもって任期満了となりますが、清野委員を引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げるものでございます。

それでは、諮問第1号を説明申し上げます。

住所、亘理町字裏城戸174番地5。氏名は清野和夫。生年月日は昭和29年9月7日でございます。

経歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。昭和54年3月に茨城大学工学部を卒業され、同年4月に千葉県の鎌ヶ谷市立第四中学校に勤務されてから36年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。

また、平成27年10月に人権擁護委員に選任されてから現在まで1期3年にわたり活動していただいております。これまでの実績などを熟慮した結果、人権擁護委員として最適任であると考え、引き続き推薦したいと存じまして、ご提案申し上げるものでございます。

以上、議員各位の同意方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての

件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
町税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第12、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、議案書24ページ、承認第1号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて

平成30年3月31日、亶理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案書25ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する等の法律が平成30年3月31日に公布され、固定資産税の特例措置の創設及び延長等が行われたことに伴い、亶理町町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたします。

まず、平成30年度の地方税法の税制改正は、固定資産税の特例措置の創設及び延長、各所得控除及び基礎控除の見直し、たばこ税の税率の引き上げが講じられたものでございます。

今回の改正につきましては、総務省からの準則に倣い行っております。

それでは、亘理町町税条例の一部を次のように改正いたします。

内容につきましては、別冊の亘理町町税条例の一部を改正する要点を用いて、主な改正点をご説明申し上げます。

要点の1ページ目でございます。

第20条は、第48条及び第52条の改正に伴う項ずれ、文言等、条文の整備でございます。施行日は平成30年4月1日です。

第23条第1項は、地方税法等の改正による文言等条文の整備でございます。

第3項は、みなす法人は申告書の電子情報処理組織による提出義務等の規定は適用しないものとする改正でございます。施行日は平成32年4月1日でございます。

第24条第1項は、地方税法の改正に伴う文言等条文の整備です。施行日は平成30年4月1日です。

同項第2号は、給与所得控除額引き下げに伴うもので、障害者、未成年者、寡婦・寡夫に対する非課税限度額を「125万円」から「135万円」に引き上げる改正です。施行日は平成33年1月1日です。

同条第2項は、控除対象配偶者の定義変更に伴うもので、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改め、別に控除対象配偶者を規定する改正及び均等割のみの納税義務者に係る非課税限度額を引き上げる改正です。施行日は、控除対象配偶者の規定が平成31年1月1日で非課税限度額の引き上げの規定の改正が平成33年1月1日です。

第31条第2項は、地方税法の改正により文言等条文の整備です。施行日は平成30年4月1日です。

第34条の2は、基礎控除に合計所得金額が2,500万円以下の所得要件を設けるものです。施行日は平成33年1月1日です。

第34条の6第1項は、調整控除に所得要件を設けるもので、合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については調整控除を適用しないものとする改正です。

同条の1号及び第2号は、地方税法の改正に伴う文言等条文の整備です。施行日は平成33年1月1日です。

要点の2ページになります。

第36条の2第1項は、平成29年度税制改正における所得税法の改正に伴う改正で、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の規定の改正です。施行日は平成31年1月1日です。

第2項及び第4項から第8項までは、地方税法の項ずれによる改正及び文言等条文の整備です。施行日は、平成30年4月1日です。

第47条の3は、地方税法の改正に伴う文言等条文の整理でございます。施行日は、平成30年4月1日です。

第47条の5第1項及び第3項は、地方税法の改正に伴う文言等条文の整備及び準用する規定の整備でございます。施行日は、平成30年4月1日です。

第48条第1項は、同条第10項及び第11項の新設に伴う規定の改正です。施行日は、平成32年4月1日です。

第2項及び第3項は、租税特別措置法に規定する外国法人の合算税制について、これまでは法人税から控除だったものが地方税からも控除できるものとする規定が新設されたものです。

第4項は、引用する地方税法の条ずれに伴う改正及び第2項において外国法人の定義づけによる改正です。

第5項から第8項までは、第2項及び第3項が新設されたことによる項ずれに伴う改正です。

第9項は、第2項及び第3項の新設に伴う項ずれ及び条例第52条の改正に伴う規定の改正です。施行日は平成30年4月1日です。

第10項から第12項は、租税特別措置法に規定される特定法人の法人住民税の電子情報処理組織による提出義務及びその他の所要措置の規定が新設されたものです。施行日は、平成32年4月1日です。

要点の3ページ目になります。

第52条第1項は、地方税法の改正に伴う文言の整理です。

第2項は、法人税の確定申告書の提出の延長があり、かつ修正申告書の提出があった場合の読みかえ規定が新設されたものです。

第3項は、法人税の確定申告書の提出期限の延長があり、かつ納付すべき税額を増加させる更正があった場合の読みかえ規定が新設されたものです。

第4項は、第2項、第3項の新設に伴う項ずれによる改正です。

第5項は、法人税の連結確定申告書の提出期限の延長があり、かつ修正申告書の提出があった場合の読みかえ規定が新設されたものです。

第6項は、法人税の連結確定申告書の提出期限の延長があり、かつ納付すべき税額を増加させる更正があった場合の読みかえ規定が新設されたものです。施行日は、平成30年4月1日です。

第54条第7項は、地方税法施行規則の改正による適用条項ずれに伴う条文の整備です。施行日は、平成30年4月1日です。

第92条は、たばこ税法及び地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を新設したもので、第1号に喫煙用の製造たばこ、第2号にかみ用製造たばこ、第3号にかぎ用製造たばこの規定が新設されたものです。施行日は、平成30年10月1日です。

要点の4ページです。

第92条の2は、第92条の新設に伴う条ずれによる改正です。施行日は、平成30年10月1日です。

第93条の2は、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いについて、その特性を踏まえ、製造たばことみなすこととする条文の整備です。施行日は、平成30年10月1日です。

第94条は、加熱式たばこの課税方式を重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とする規定が新設されたもので、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に移行する改正の内容でございます。

第1項は、第92条の新設に伴う引用条項の整理です。

第2項は、第92条の新設に伴う規定の改正です。

第3項は、加熱式たばこの課税方式を重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とする規定の改正の第1段階の規定が新設されたものです。

第4項は、第92条の新設に伴う規定の改正です。

第5項から第10項は、政令と同様の規定が新設されたものです。施行日は、平成30年10月1日です。

要点の5ページとなります。

第95条第1項は、たばこ税の税率を今後3段階で引き上げるものの第1段階で、1,000本当たりの現行の「5,262円」から「5,692円」に改正するものです。施行日

は、平成30年10月1日です。

第96条第3項は、第92条が新設されたことによる条ずれに伴う条文の整備です。施行日は、平成30年10月1日です。

第98条第1項は、第94条に定義を定めたことによる条文の整備です。施行日は平成30年10月1日です。

附則第3条の2第1項及び第2項は、第48条及び第52条の改正に伴う項ずれ及び文言等条文の整備です。施行日は、平成30年4月1日です。

附則第4条第1項は、第52条の改正に伴う項ずれ、文言等条文の整備です。施行日は、平成30年4月1日です。

附則第5条第1項は、地方税法改正による所得割非課税限度額の引き上げに伴う条文の整備です。施行日は、平成33年1月1日です。

続きまして、要点の5ページから7ページとなります。

附則第10条の2及び附則第10条の3は、固定資産税の特例措置でございますが、近隣市町村と特例の割合については、調整しております。

第10条の2第2項は、引用する地方税法の改正によります項ずれ、文言等条文の整備でございます。

第3項から第7項につきましては、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域の償却資産の減額措置を講ずる内容でございます。

第8項から第9項につきましては、第5項及び第6項の新設に伴う項ずれに伴う改正でございます。

第10項につきましては、出力が1万キロ以上2万キロ未満のバイオマス発電設備の償却資産の減額措置について3分の2とするものでございます。

第11項は、出力が1,000キロワット以上の太陽光発電設備の償却資産の減額措置について4分の3とするものでございます。

第12項は、出力が20キロ未満の風力発電設備の償却資産の減額措置について4分の3とするものでございます。

第13項は、新設条項に伴う項ずれ及び適用条文の項ずれによる条文の整備でございます。

第14項及び第15項につきましても文言等条文の整備でございます。

第16項は、生産性向上特別措置法に基づく中小企業の一定の設備投資の減額措置

について、最初の3年間の固定資産税の特例率の条例で定める割合をゼロとする
ものがございます。

第17項につきましては、条文の整備でございます。

第16項以外の施行日は、平成30年4月1日です。第16項の施行日は、生産性向上
特別措置法の施行日の日でございます。

続きまして、要点の7ページとなります。

附則第10条の3、第3項第2号から第11項第5号までは、地方税法の改正により
ます条文の整備です。

第12項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る家屋の税額につい
て、固定資産税額の3分の1に相当する金額を2年度分減額する規定が新設され
たものです。施行日は、平成30年4月1日です。

附則第11条は、土地に対して課する固定資産税の特例措置の適用期限を平成32年
度まで3年間延長する条文の整備です。

第11条の2は、土地価格の特例措置の適用期間を平成32年度まで3年間延長する
条文の整備です。

要点の8ページとなります。

附則第12条第1項から第5項及び附則第12条の2は、宅地に対して課する固定資
産税額の特例措置の適用期間を平成32年度まで延長する条文の整備です。

附則第13条は、農地に対して課する固定資産税額の特例措置の適用期間を平成32
年度まで延長する条文の整備です。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例措置の適用期間を平成32年度まで延
長する条文の整備です。

附則第17条の2第3項は、租税特別措置法の改正による適用条文の条ずれに伴う
条文の整備です。

第94条第3項は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数換算規定の第2段階の改
正です。施行日は、平成31年10月1日です。

附則第10条の2第13項から第15項は、引用する規定の条ずれによる改正です。施
行日は、平成31年4月1日です。

要点の9ページ目となります。

第94条第3項は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数換算規定の第3段階の改

正です。

同条同項第3号は、引用する所得税法の改正に伴う引用条項の改正です。

第95条は、たばこ税の税率を今後3段階で引き上げるものの第2段階の改正で、1,000本当たり「5,692円」から「6,122円」に改正するものです。施行日は、平成32年10月1日です。

第4条関係になります。第94条第3項は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数換算に対する規定の第4段階の改正です。施行日は、平成33年10月1日です。

第95条は、たばこ税の税率を今後3段階で引き上げるものの第3段階の改正で、1,000本当たり「6,122円」から「6,552円」に改正するものです。施行日は、平成33年10月1日です。

第93条の2は、引用する地方税法の規定の廃止に伴う文言の整理です。施行日は、平成34年10月1日です。

第94条第3項は、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数換算規定の激変緩和措置終了後は、重量と価格の要素を1対1に本数換算するとされていることから乗率の規定を削除する改正です。

同項第1号及び第2号は、号ずれによる号の繰り上げによる改正でございます。

第4項から第8項は、第3項の改正に伴う文言の整理です。

第9項は、第3項の改正に伴い率を乗じる必要がなくなり、端数が生じないことの規定が廃止される改正による項の繰り上げの改正です。施行日は、平成34年10月1日です。

要点の10ページになります。

附則第5条第2項は、第1条による改正に伴う文言の整理です。

同項第3号は、平成31年4月に予定されている旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引き上げを平成31年10月に延期する改正です。

第4項は、第1条の改正に伴う引用する条項の改正です。

第13項は、第1条の改正に伴う手持品課税基準日及び税率を改正するものです。

第14項は、第1条の改正に伴う手持品課税の申告期限及び納付期限を改正するものです。施行日は、平成30年10月1日です。

要点の11ページとなります。

改正条例附則関係でございます。第1条、施行期日は、原則平成30年4月1日と

なります。その他の施行日につきましては、条文で説明した施行日となります。

第2条は、町民税に関する経過措置になります。

第1項は、改正条例第1条附則第2号の規定は、平成31年1月1日施行になります。

第2項は、改正条例第1条附則第7号の規定は、平成33年1月1日の施行になります。

第3項、平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人町民税の延滞金の規定は、平成30年4月1日の施行になります。

第4項、平成32年4月1日以降に開始する事業年度分の法人町民税の申告書の規定は、平成32年4月1日施行になります。

要点の12ページとなります。

第3条は、固定資産税に関する経過措置になりまして、施行日は平成30年4月1日になります。

第4条は、町たばこ税に関する経過措置になります。施行日は平成30年10月1日になります。

第5条は、手持品課税に係る町たばこ税になります。施行日は平成30年10月1日になります。

第6条関係、手持品課税に係る町たばこ税に係る経過措置になります。施行日は平成30年10月1日になります。

要点の13ページになります。

第7条は、町たばこ税に関する経過措置になります。施行日については、平成32年10月1日になります。

第8条は、手持品課税に係る町たばこ税になります。施行日は平成32年10月1日になります。

第9条は、町たばこ税に関する経過措置になります。施行日は平成33年10月1日になります。

第10条は、手持品課税に係る町たばこ税になります。施行日は平成33年10月1日です。

以上で承認第1号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議

員。

1 2 番（大槻和弘君） 質問させていただきます。ちょっと長かったのでよくあれでしたが、ここの中で言っている、1つ、給与の所得控除、それから、公的年金の控除がこれが10%、10万円ですか、控除が下がるわけですよね。今度は、逆に、個人住民税の基礎控除、これが10万円上がると。33万円から43万円になるという形になるんですけれども、行ったり来たりの関係はあるんですが、これによって町の税収というか、その分がどう変わっていくのか。

あるいはまた、町民にとってはこのそういうことになることによって、税がどうなっていくのか。その点をちょっとお聞かせください。

議 長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいま議員の質問でございますが、給与所得控除、公的年金等の控除につきましては、10万円引き下げられまして、基礎控除がその分10万円振り替えられまして引き上げられるということになりまして、町のほうで試算してみますと、こちらにつきましては、給与所得控除、公的年金控除の振り替えられている分がそのまま基礎控除のほうに10万円振り替えられていますので、プラスもマイナスもございませんということで試算しております。以上でございます。（「町民は。一人一人にとってはどうなんですかという。じゃ、いいです」の声あり）

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そうすると、これ以外にもたばこ税なりなんなりあるわけですよね。いろいろな固定資産税とかいろいろ変わってはくるんですけれども、これ最終的には、今現在と比べて2年間なりなんなり延びる部分もありますけれども、最終的には33年の10月、これでこの辺の関係が一回整理をされて、これが全部特例法がなくなるという格好になるから、それ以降の税収と今現在の税収で結果的にはどうなっていくのか。

今までの延長されるわけですよね。それなりに、2年なりなんなりに。33年の10月以降には、この法律もその分消えてくるので、そのときの税収、今の税収と実際どういうふうな違いが出てくるのかということをお聞きしたい。

議 長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの大槻議員の質問につきましては、たばこ税の関係で

よろしかったでしょうか。（「たばこ税も含めて全部。法人住民税もいろいろ出てきますよね。この中で。それは試算はしていないですか」の声あり）

まず、たばこ税につきましてですけれども、たばこ税につきましては、平成29年度ベースから単純に試算いたしますと、平成30年度が1,050万円、平成32年度が1,170万円、平成32年度が1,130万円、平成33年度が2,040万円、平成34年度が1,060万円となりまして、平成29年度から比較いたしますと、平成34年度には6,500万円ほど税収が上がる見込みとなりますが、実際はたばこの価格等も上昇しまして、たばこ吸わない方が多くなるということもございまして、また、買い控えや健康に留意して年々たばこ税のほうもたばこの喫煙者のほうも減少していることもありまして、実際よりは試算額よりは低くなる見込みでございまして。たばこ税につきましては。

あと、先ほど申しました給与所得者、給与所得控除、公的年金控除につきましては、プラス・マイナスほとんど変わらないと考えておりますので、たばこ税の分で上昇になるとは考えております。以上でございまして。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） わかりました。

ここの中に出てくる音楽堂なり劇場ってありますよね。バリアフリーにしたらその分税控除するというようなことを先ほど話されたんですが、この音楽堂とか劇場というのは亘理町にあるのでしょうか。対象になるのがあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） この音楽堂とか劇場については、亘理町にはございません。対象となる床面積が2,000平方メートル以上を超える建築物でありまして、また、玄関出入り口の幅が120センチ以上とか、床幅180センチ以上とか、車椅子対応のトイレを設けるとかという規定がございまして、そちらに該当になる施設については、まだございません。以上でございまして。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ございませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） それでは、何点かご質問します。

ただいまの大槻議員に関連する部分もございまして。まず、今回個人住民税の改正、これかなり大きなボリュームの見直しが行われております。説明にもありましたとおり、給与所得控除の必要経費といわれる10万円分を引き下げて基礎控除

のほうに10万円振り替えるというふうなことです。

そしてまた、高額給与の基礎控除なんかが消滅する仕組みとか、あとまた、給与所得控除の上限が1,000万円だったものが850万円に引き下げ、そして、あわせて、控除額が220万円から190万円に引き下げているわけです。低額所得にある程度緩和して、高額所得者のほうから多く取るというふうな形の税制改正になっているわけです。

これは、この大きな改正の理由、そして背景については、どういったことから、こういった改正したのか。まずこの1点お聞きします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 今回の個人住民税の改正につきましては、1点目は、給与所得控除、公的年金等の控除の一部を基礎控除に振り替えるということによりまして、給与所得控除、公的年金等控除の影響を受けない専門能力を生かしましてフリーランスで働く人や起業家、個人事業家、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、働き方の多様化を踏まえまして、特定の働き方だけでなく、さまざまな形で働く人を応援する働き方改革を後押しする観点からの改正となります。

2点目につきましては、給与所得控除や公的年金控除、基礎控除については、現行の制度では高所得者にとって手厚い仕組みとなっておりますので、その制度の適正化を図る改正でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 働き方の一環としての税制上の改正というふうなことになるわけですね。

それで、最後ですが、改正の要点の6ページに附則第10条の2項16項目に新設項目が入っております。生産性向上特別措置法に基づく生産性革命集中投資期間です。これは30年から32年までの3カ年について商工観光課において計画を策定すると記載がありまして、ある意味一つの特区区域を設定するわけですね。償却資産に対する特例を入れて、固定資産が3カ年ゼロにするというふうな特例措置と記載がありました。

この生産性向上特別措置法に基づき、町が策定する計画の概要と、いつごろ策定するのかというふうなことをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この計画につきましては、これから取り組んでいくものでございませけれども、町が計画をつくることによりまして、労働生産性を年平均3%以上向上させるというような生産性革命を実現するというを目的として中小企業者等がまず自分たちで作成した計画を町が認定するという形になります。

そういったものを今後町と企業が連携してやっていくという計画になります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 質問させていただきます。

まずもって、給与所得者で130万円から150万円の間にいる方の人数って把握なされていれば教えてください。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの木村議員のご質問であります、所得じゃなくて収入でよろしかったでしょうか。（「収入でも大丈夫です」の声あり）収入が130万円以上150万円の方につきましては、431名となります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 今回特別配偶者控除が150万円まで引き上げられたということなんですけれども、そもそも社会保険の扶養に入れる基準というのが130万円というのがあって、特別配偶者控除も130万円ということで足並みそろっていたんですけれども、このたび特別配偶者控除だけが150万円に引き上がったということを経験すると、恐らく今までもいたとは思いますが、給与所得者の方で社会保険に入るはずの方が国民健康保険に加入しているというケースがあったと思うんですね。このケースが少しまたふえていくということが懸念されるのかなと思うんですが、この辺の認識と、または、何か対応等々考えられているのであれば教えてください。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 国民健康保険に給与所得者の方が入られている状況ではないかということで、質問の意味を理解しますが、そちらにつきましては、資格の適正化という形で、機会があるたびにその被保険者の方に給与所得者であるということが判明すれば、事業所のほうに社会保険のほうに入れるのではないですかと

というようなことをお伝えしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第13、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、議案書55ページ、承認第2号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて

平成30年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案書56ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたこと等により、亶理町都市計画税条例の一部を

改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものです。

この改正は、総務省からの準則に倣って行っております。

亘理町都市計画税条例の一部を次のように改正する内容については、亘理町都市計画税条例の一部を改正の要点を参照しながら主要な改正点についてご説明申し上げます。

要点の14ページ目をお開きください。

附則第4項は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定が新設されたものでございます。

附則第5項から第9項及び附則第10項は、第4項新設に伴う条項の繰り下げ及び固定資産税の負担調整措置の適用期間を延長する規定の改正でございます。

附則第11項は、第4項の新設に伴う条項の繰り下げです。

附則第12項から第14項は、第4項の新設に伴う条項の繰り下げ及び引用する条項の改正です。

第15項は、第4項の新設に伴う条項の繰り下げ及び宅地等農地の負担調整措置が平成30年度から平成32年度までの間商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額を含め、従来からの負担調整措置の仕組みを継続するものでございます。

施行は、平成30年4月1日です。

要点の15ページ目。

附則第2項及び附則第3項並びに附則第14項は、地方税法附則第15条第43項が廃止されることに伴う引用条項ずれによる見出しと本文の改正です。

改正条例附則第1項は、施行期日につきましては、原則平成30年4月1日でございます。ただし、附則第1項第1号の規定は、平成31年4月1日です。

第1項第2号の規定は、都市再生特例法等の一部を改正する法律の施行の日となります。

第2項経過措置は、原則平成30年度以降分の都市計画税に適用があります。施行日は平成30年4月1日です。

以上で承認第2号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
地方活力向上地域における固定資産税の不均一
課税に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第14、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、議案書61ページ、承認第3号についてご説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて

平成30年3月31日、亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案書62ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地域経済牽引の事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条

の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第17条6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成30年3月30日に公布されたことに伴い、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、特定業務施設整備計画の認定日が平成32年3月31日まで適用が受けられるように延長されたため、亘理町地方地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正するの必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたします。

議案書の62ページをお開き願います。

新旧対照表のほうは、同じく63ページになります。

亘理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、平成30年3月31日を平成32年3月31日に改める。これは、産業振興と雇用拡大の一環といたしまして、地域再生法の規定に基づき、亘理町地方活力向上地域において新設、増設した該当資産について固定資産税の不均一課税を行うもので、関係省令の一部改正により、適用期限が2年間延長されたものです。施行日につきましては、平成30年4月1日です。

以上で承認第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけちょっと教えてほしいんですけども、これって東京一極集中の関係だと思えるんですけども、実績として実際に亘理町に来られた企業なりなんなりというのは実績としてあるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 亘理町に移転した企業とか拡充した企業につきましては、ございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は午後2時30分といたします。休憩。

午後2時19分 休憩

午後2時29分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第15、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。議案書は64ページをお開き願います。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年3月28日、東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については、議案書65ページになります。

東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部改正については、厚生労働省の通知により、国の財政支援の延長が示されたことに伴い、減免期間の1年間の延長と一部減免基準に関する文言の整理をあわせて改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、議案書66ページになりますが、改正の内容の説明については、別冊の条例新旧対照表を使用しますので、ご準備願います。

条例の新旧対照表のページ数は65ページ、承認第4号資料、東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の新旧対照表になります。

繰り返しの説明になりますが、今回の改正につきましては、減免期間の1年間の延長、つまりは、年度の更新及び一部減免基準に関する文言の整理になり、減免の対象につきましては、東日本大震災により福島原発事故の避難指示等により、亘理町民になられた方々が対象になります。

新旧対照表では、第2条の保険税の減免基準に年度更新に伴い、第12号として、平成29年度中に区域指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の世帯に属するもののうち、世帯に属する被保険者に係る施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯に属するもの、の文言を加えるものでございます。

こちらにつきましては、28年度を29年度に変更したものを第12号に加えるというような内容になっております。

続きまして、第4条の減免に対する減免の対象になる保険税については、「平成28年度相当分及び平成29年度相当分」を「平成28年度相当分、平成29年度相当分及び平成30年度相当分」に改め、「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、第8号として、平成30年度分の保険税であって、第2条第12号に該当する世帯については、平成30年4月から9月分までに相当する月割算定額の文言を加えるものでございます。

また、新旧対照表では66ページになりますが、第3条の関係の別表第1中の「及び第11号」を「、第11号及び第12号」に改めます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 質問させていただきます。

平成29年度中区域指定が解除されたということなのですが、本町における世帯数及び人数が何名いらっしゃったのか。

また、平成24年から以降、平成29年までどういった推移で推移しているのかお答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） まず、平成29年度の実績になります。18世帯、36名が該当しております。

議員のご質問にあります推移でございますが、平成25年度からの数字でお答えいたします。平成25年度につきましては12世帯、平成26年度につきましては13世帯、平成27年度については20世帯、平成28年度で21世帯となっております。

減免額の数字でございますが、大変申しわけありません。平成29年度でお答えさせていただきます。平成29年度の実績で266万6,100円というのが実績になっております。

なお、平成30年度の数字につきましては、ご存じのとおり、今最終段階の算定中でございますので、同額程度にはなるということはわかりませんが、正確な数字はお答えできませんので、ご了承ください。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） こちらの世帯なんですけれども、今後本町に定住後なんです。世帯が分かれた場合、その方々も対象となるのでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 現行の制度では、避難をされた方々という表記になっておりますので、世帯が分かれましても、亘理町にお住まいであれば、基本的には該当になるというようなことで理解しております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第16、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。

亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書67ページをお開き願います。

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については、議案書68ページになります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されました。国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引

き上げ及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更に伴い、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、議案書69ページになりますが、改正内容の説明については、別冊の条例新旧対照表を使用いたしますので、ご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は67ページ、承認第5号資料、亶理町国民健康保険税新旧対照表になります。

今回の改正の内容については、3点ございます。

まず、1点目でございますが、課税の限度額の改正であります。説明を加えますと、国保税につきましては、基礎課税分、後期高齢者支援分及び介護分の3種類で構成されており、3種類にそれぞれに課税限度が設定されております。

今回は、その3種類のうちの1つであります基礎課税分の課税額の限度額を「54万円」から「58万円」に改正するものでございます。

新旧対照表では、第2条第2項のただし書き以降にある基礎課税額の限度額を「54万円」から「58万円」に改正するものです。

また、同様に、第23条についても「54万円」から「58万円」に改正するものでございます。

続きまして、改正の2点目でございます。国保税の減額、いわゆる国保税の軽減であります。その軽減範囲の拡充になります。まず、国保税の軽減についてご説明を加えますと、加入者数で算定されます均等割及び1世帯につき算定されます平等割を軽減するものでございます。

また、軽減割合には、7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つの軽減がございますが、今回は、そのうち5割軽減と2割軽減が対象になり、その軽減判定の所得の算定に用いる計数を引き上げることにより、軽減範囲の拡充になるものでございます。

新旧対照表では68ページになります。

第23条第1項第2号は、5割軽減の規定になりますが、条文中の「27万円」から「27万5,000円」とし、第23条第1項第3号は2割軽減の規定になり、その条文中の計数「49万円」から「50万円」に改正するものでございます。

続きまして、改正の3点目になりますが、特例対象被保険者等に係る申請手続に係るもので、情報連携等により把握できるのであれば、雇用保険受給者資格証明書等の提示が不要になるというもので、被保険者、つまりは町民の方々の申請手続を簡素化するものでございます。

新旧対照表では第24条の第2項中、「申告書の提出をする場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これらを」という文言を加え、文言の整理をする内容になります。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行し、改正後の互理町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によりますというふうになります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第17 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度互理町一般会計補正予算（第9号））

議長（佐藤 實君） 日程第17、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、承認第6号 平成29年度互理町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

議案書70ページをお開き願います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

平成30年3月31日、平成29年度互理町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分とした。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

次ページが専決処分書でございますので、ごらん願います。

専決処分書

平成29年度互理町一般会計補正予算（第9号）については、歳入における地方交付税外各種交付金、町債借入金 の確定、歳出における新庁舎等建設事業費等の確定並びに畜産振興事業費等において繰越明許費の追加など、補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

内容につきましては、別冊でお配りの平成29年度互理町一般会計補正予算書（第9号）をご準備ください。

初めに1ページ目をお開き願います。

平成29年度互理町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるものとし、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億7,549万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183億7,449万8,000円とする。

第2条繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。とするものでございます。

今回の補正の全体的な内容を申し上げますと、前回の3月補正予算成立後に各事業費及び国費、県費の補助金額、さらには各種基金からの繰入金等が確定したことに伴い、減額補正をしたものが主なものでございます。

初めに、歳出よりご説明申し上げますので、21ページをお開きください。

なお、今回の補正額につきましては、主に金額の大きなものを中心にご説明させ

ていただきます。

初めに、2款総務費でございます。1項6目企画費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目20新庁舎等建設事業費として、委託料及び工事請負費を総額4億8,906万7,000円減額補正するものでございます。これは、予算額と契約額との請け差や工事の進捗見合い等に伴う執行残などであり、執行残につきましては、債務負担行為の補正及び先ほど議案第69号でご説明させていただきました平成30年度補正予算の増額補正分と連動するものでございます。

続きまして、4款衛生費をご説明いたします。23ページをお開きください。

1項1目保健衛生総務費につきましては、右説明欄に記載のとおり、細目7保健福祉センター建設事業費として、委託料及び工事請負費を総額1億747万2,000円減額するものでございます。こちらも先ほどご説明した新庁舎建設事業費と同様、予算額と契約額との請け差や工事の進捗見合い等に伴う執行残などであり、執行残につきましては、これも債務負担行為の補正及び平成30年度補正予算の減額、増額補正分と連動するものでございます。

続きまして、8款土木費をご説明いたします。27ページをお開きください。

27ページ、4項6目復興事業費につきましては、総額3億2,657万9,000円を減額するものであり、主な内容といたしましては、右説明欄に記載のとおり、細目8防災集団移転促進事業費として1億5,822万1,000円を、細目16避難道路新設整備事業費として6,133万6,000円を、30ページをお開きいただきまして、細目47津波浸水区域支援事業費として3,617万4,000円を、細目83防災広場整備事業費（公共ゾーン地区）として4,610万円などをそれぞれ減額するものでございます。主な減額理由といたしましては、細目16の避難道路新設整備事業費の一部及び細目83の防災広場整備事業費（公共ゾーン地区）については、工事の進捗見合い等に伴う執行残であり、執行残につきましては、これも債務負担行為の補正及び平成30年度補正予算の増額補正分と連動するものでございますが、それ以外の事業につきましては、各事業の事業費が確定したことに伴う執行残を減額補正するものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

続きまして、11ページをお開きください。

2款地方譲与税ほか、歳入の各項目につきましても歳出同様、額の確定に伴い補

正したものでございますが、主なものをご説明いたしますと、13ページに記載の9款地方交付税につきましては、総額3億3,268万6,000円を減額補正しておりますが、内容といたしましては、右説明欄に記載の細目2特別地方交付税につきましては、国の交付額の確定に伴い4,812万8,000円を増額し、細目3震災復興特別交付税につきましては、平成29年度分の交付額の確定のほか、過年度交付分の精査に伴い、3億8,081万4,000円を減額するものでございます。

14款県支出金につきましては、15ページをお開きいただき、2項3目衛生費県補助金を右説明欄に記載のとおり、細目18地域医療再生臨時特例基金交付金として5,300万円を減額しておりますが、これは歳出でご説明いたしました保健福祉センター建設事業費の進捗見合いで県補助金を減額したことによるものでございます。

16款寄附金につきましては、災害復旧・復興のための寄附やふるさと納税などと合わせて、これまで計上していた予算額を上回る寄附を頂戴したため、総額285万2,000円を増額するものでございます。

17款繰入金につきましては、総額3億445万8,000円を減額補正しておりますが、内訳としては、18ページ説明欄に記載の1項1目財政調整基金繰入金については、震災復興特別交付税の精算見合いなどによる減収補填や庁舎建設基金の財源更正などに伴い、3億4,179万円を増額補正し、1項8目庁舎建設基金繰入金については、工事の進捗見合いや財源更正に伴い4億5,581万2,000円を減額補正しているほか、各種震災復興事業の事業費が確定したことに伴い、1項10目震災復興基金繰入金は4,011万6,000円を、1項12目東日本大震災復興交付金基金繰入金は1億5,032万円をそれぞれ減額補正しておるものでございます。

20款町債につきましては、総額1億8,020万円を減額補正しておりますが、主な内訳としては、右説明欄に記載の地方創生拠点整備事業債については、地方創生交付金事業であるわたりシーサイドベースの建設工事費が確定したことに伴い、990万円を減額補正したほか、20ページ説明欄に記載の庁舎建設事業債については、工事の進捗見合いなどに伴い、1億6,740万円を減額補正したものでございます。

以上が歳入の主な内容でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の補正についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、事業名で申し上げますと、町道東郷上郡線道路整備事業1億2,900万円から表の下段、荒浜中学校敷地内国有地購入事業140万9,000円までの全19事業、総額9億6,805万1,000円をそれぞれの限度額で繰り越しするものでございます。

5ページをお開きいただきまして、記載の林業施設災害復旧事業につきましては、1,170万円を限度額として、3月議会で繰越明許費の承認をいただいていたところでございますが、事業の進捗に伴い820万円を増額し、限度額を1,920万円に変更するものでございます。

続きまして、第3表 債務負担行為の補正についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、歳出でもご説明したとおり、現在実施中であります新庁舎及び保健福祉センターなど、公共ゾーン整備に係る建設工事等を中心に、各種事業の進捗に伴い、今回の減額補正にあわせて平成30年度分の負担行為の限度額をそれぞれ増額するものでございます。

最後に、第4表 地方債の補正でございます。

今回の補正につきましては、漁港修築事業費、地方創生拠点整備事業債、林業施設災害復旧事業債それぞれにおいて事業費が減額になったことに伴い、限度額についても変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

また、庁舎建設事業債につきましては、歳出でご説明したとおり、新庁舎建設事業の進捗に伴い起債の借入れを廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第18 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））

議長（佐藤 實君） 日程第18、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

議案書につきましては、72ページをお開き願います。

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

平成30年3月30日、平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については、議案書73ページになります。

平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）については、歳入における県支出金の確定、歳出における特定健康診査等事業の確定から補正予算の必要が生じましたが、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）をご準備願います。

初めに、1ページをお開き願います。

平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところ

ろによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,478万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、歳出よりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、後ほどご説明申し上げます県の補助金の確定に伴い、8款1項1目特定健康診査等事業費として、被災者支援関係の特定健診の委託料44万3,000円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正につきましては、6款2項3目被災者健康支援事業補助金を歳出補正の特定財源といたしまして歳出補正と同額44万3,000円を追加補正するものでございます。

以上、説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第19 報告第16号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度互理町一般会計予算）

日程第20 報告第17号 繰越明許費繰越計算書について（平成29年度互理町公共下水道事業特別会計予算）

(以上2件一括議題)

議長（佐藤 實君） 日程第19、報告第16号 繰越明許費繰越計算書について及び日程第20、報告第17号 繰越明許費繰越計算書については、関連がありますので一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第16号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは、報告第16号 繰越明許費繰越計算書（平成29年度 亘理町一般会計予算）についてご説明させていただきます。議案書の74ページをお開きください。

平成29年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

この内容につきましては、これまで承認いただいております繰越明許費について繰越額が確定したことに伴いまして、今回ご報告申し上げるものでございます。

繰越事業は、主に東日本大震災に関連する復興事業及び社会資本整備総合交付金事業であり、個別事業といたしましては、74ページ上段の2款総務費1項総務管理費、事業名、町道東郷上郡線道路整備工事、金額1億2,900万円、翌年度への繰越額1億2,900万円から、次ページ75ページ下段の11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名公共土木施設災害復旧事業（鳥の海公園）5,340万5,000円、翌年度繰越額5,340万5,000円までとなっております。

これら全てを合計すると、総事業数28事業、金額26億3,678万200円に対し、翌年度繰越額が25億9,282万4,200円に確定したことを報告するものでございます。

以上で、報告第16号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第17号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案書の次のページ、76ページをお開きください。

報告第17号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

なお、これにつきましても先ほど報告第16号で企画財政課長が報告しましたとおり、繰越額が確定したことにより報告するものでございます。

平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、上段の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額が3億2,945万4,840円、翌年度への繰越額1億1,940万円。下段の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名公共下水道事業単独事業、金額が1億6,312万4,920円、翌年度への繰越額2,980万円。事業については、以上の2事業、合計しまして金額は4億9,257万9,760円、翌年度繰越額が合計で1億4,920万円に決定したことにより報告するものでございます。

以上で報告第17号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第16号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第17号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第21 報告第18号 事故繰越し繰越計算書について（平成29年度亘理町一般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第21、報告第18号 事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、報告第18号 事故繰越し繰越計算書（平成29年度亘理町一般会計予算）についてご説明させていただきます。

77ページをごらんください。

平成29年度亘理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、平成29年度の一般会計予算におきまして、避けがたい事故により年度内の事業が完了できなかったために、事故繰越しにより翌年度に繰り越したものでございます。

個別事業といたしましては、77ページ上段の2款総務費1項総務管理費、事業名公共ゾーン南側道路整備工事（西郷東郷線）をご説明いたしますと、支出負担行為額9,504万円、翌年度繰越額4,754万円となっております。右の説明欄に記載ございますが、事故繰り越しの理由としては、公共ゾーン内の調整池などの隣接工事の影響により、一部工事が実施できない区間があるなど、年度内の事業完了が困難となったため、次年度へ繰り越すものでございます。

以下、それぞれ個別事業が記載されておりますが、それらを合計いたしますと、事業数4事業、支出負担行為額2億8,468万440円に対しまして、翌年度繰越額が1億9,998万440円に確定したことを報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第18号 事故繰り越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

日程第22 報告第19号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第23 報告第20号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第24 報告第21号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第25 報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第26 報告第23号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第27 報告第24号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第28 報告第25号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

（以上7件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第22、報告第19号 専決処分の報告についてから日程第28、報告第25号 専決処分の報告についての以上7件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第19号から報告第25号まで、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、報告第19号から報告第25号につきましては、工事請負変更契約の締結に係る専決処分でございますので、一括してご報告させていただきます。

78ページをごらんください。

報告第19号でございます。今回の専決処分につきましては、平成30年3月14日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため議会に報告するものでございます。

79ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成29年度中央第3-1号雨水幹線工事について工事請負変更契約を契約する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、80ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度中央第3-1号雨水幹線工事、第2回変更契約年月日は平成30年3月14日、請負金額は、変更後金額が7,176万600円であり、155万3,040円の増額、契約の相手方、株式会社斎藤工務店でございます。

請負金額が増額になった主な理由は、構造物撤去工において既設サイフォンの空洞化による陥没防止のため、既設サイフォンの閉塞工などを追加施工したことによるものでございます。

工期につきましては、追加施工に伴い、平成30年3月30日まで延長しております。

工事施工箇所は81ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第20号についてご説明いたします。82ページをごらんくださ

い。

今回の専決処分につきましては、平成30年3月14日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会に報告するものでございます。

83ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その1）外工事について工事請負変更契約を契約する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、84ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その1）外工事、第2回変更契約年月日は平成30年3月14日、請負金額は、変更後金額が8,177万1,120円であり、6万2,640円の減額、契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

請負金額が減額になった主な理由は、調整の結果、公共柵設置工を1カ所減工したことによるものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所は85ページをご参照願います。

以上で報告を終わります。

続きまして、報告第21号についてご説明いたします。86ページをごらんください。

今回の専決処分につきましては、平成30年4月13日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会に報告するものでございます。

87ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その2）工事について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、88ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度互理第5-1号汚水枝線（その2）工事、第3回変更契約年月日は平成30年4月13日、請負金額は、変更後金額が6,403万2,120円で、9万1,800円の増額、契約の相手方、株式会社斎藤工務店でございます。

請負金額が増額になった主な理由は、関係者との調整の結果、開削工法、マンホール工、公共柵設置工それぞれにおいて増工したためでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所、平面図等は89ページをご参照願います。

以上で報告を終わります。

続きまして、報告第22号についてご説明いたします。90ページをごらんください。

今回の専決処分につきましては、平成30年5月9日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会に報告するものでございます。

91ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、92ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事、第3回変更契約年月日は平成30年5月9日、請負金額は、変更後金額が7,369万5,960円で、90万3,960円の増額、契約の相手方、株式会社斎藤工務店でございます。

請負金額が増額になった主な理由は、関係者との調整の結果、ベンチフリューム側溝、視線誘導標等において増工したためでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所、平面図等は93ページ以降を参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第23号についてご説明いたします。96ページをごらんください。

い。

今回の専決処分につきましては、平成30年5月9日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会に報告するものでございます。

97ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事について工事請負変更契約を契約する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、98ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その3）工事、第2回変更契約年月日は平成30年5月9日、請負金額は、変更後金額が1億4万4,720円で、1万9,440円の増額、契約の相手方、株式会社芦名組でございます。

請負金額が増額になった主な理由は、地権者からの要望につき、農地乗り入れのための坂路工を増工したためです。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所、平面図等は99ページ以降を参照願います。

以上で説明を終わります。

引き続きまして、報告第24号についてご説明いたします。102ページをごらんください。

今回の専決処分につきましては、平成30年5月14日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会に報告するものでございます。

103ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）工事について工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、104ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）工事、第4回変更契約年月日は平成30年5月14日、請負金額は、変更後金額が6,554万4,120円で18万5,760円の減額、契約の相手方、SSスチール開発株式会社でございます。

請負金額が減額になった主な理由は、地権者との調整の結果、宅地への乗り入れ口を減工したためでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所、平面図等は105ページ以降を参照願います。

以上で説明を終わります。

続きまして、報告第25号 専決処分の報告（工事請負変更契約）についてご説明いたします。108ページをごらんください。

今回の専決処分につきましては、平成30年5月16日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったため、議会に報告するものでございます。

109ページをごらんください。

専決処分書でございますが、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事について工事請負変更契約を契約する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、110ページの資料をごらんください。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事、第3回変更契約年月日は平成30年5月16日、請負金額は、変更後金額が8,154万円で、367万2,000円の減額、契約の相手方、株式会社斎藤工務店でございます。

請負金額が減額になった主な理由は、施工工程を調整した結果、コンクリート矢板の枚数及び表層工などを減工したためでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所、平面図等は111ページ以降を参照願います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第19号 専決処分の報告についてから報告第25号 専決

処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第29 報告第26号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第29、報告第26号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第26号について説明申し上げます。

議案書の114ページをお開き願います。

報告第26号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

平成30年5月22日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものであります。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の115ページに移りまして、専決処分書をごらんください。

平成30年3月14日に亙理町字旧館61番地22の亙理町中央公民館で実施した3・4カ月児健康診査中に発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定、下に根拠として書いてありますが、町の義務に属する損害賠償につき1件120万円を超えない範囲ということになります。専決事項第2項の規定により専決処分するものでございます。

内容については、健診後右肘関節が脱臼していたことが判明した関係による事故となります。

最後のページ、116ページをお開きいただきたいと思います。

和解及び損害賠償額の内容でございます。和解の相手方でございます。

1 和解の相手方 亙理町字〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇氏でございます。

こちらの方については、当該児童の保護者になります。

なお、この額については、児童の治療費については無償となっておりますけれども、交通費、看護料等が1万1,232円となるものでございます。

和解の内容として、亶理町は、本件事故に関し損害賠償費として、上記相手方に対し、金1万1,232円を支払うものとする。

(2)として、相手方と亶理町は、本件事故に関し本条項に定めるほか、今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第26号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第30 報告第27号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第30、報告第27号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、報告第27号についてご説明いたします。

別紙でお配りの追加議案、報告第27号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）の1ページ目をお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年6月6日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行うため議会に報告するものでございます。

2ページ目をお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度亶理第5-2号汚水枝線工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亶議発第10号）第1項の規定により、変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものでございます。

概要につきましては、3ページ目の資料をごらんください。

工事名、平成29年度亶理第5-2号汚水枝線工事、第4回変更契約年月日は平成30年6月6日、請負金額は、変更後金額が9,522万1,440円で294万8,400円の増額、契約の相手方、株式会社アートコーポレーション東北支店でございます。

請負金額が増額となった主な理由は、下水道本管の布設場所に支障物があったことから、取り除くための補助工法として鋼製さや管推進工法を追加施工したためでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所、平面図等は5ページを参照願います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第27号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第31、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第32 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第32、委員会の閉会中の先進地視察調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 総務常任委員長及び産業建設常任委員長並びに議会広報常任委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、これ
を承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年6月第18回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時24分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内
容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 典子

署名議員 高野 進